

## 総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時  
平成 24 年 3 月 1 日（木曜日）  
午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 25 分散会（うち休憩 午前 11 時 56 分～午後 1 時 2 分）
- 2 場所  
第 1 委員会室
- 3 出席委員  
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、高橋元委員、  
佐々木努委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、及川あつし委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
大森担当書記、熊谷担当書記、藤澤併任書記、清水併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 秘書広報室  
稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、小山調査監、小友秘書課総括課長、  
高橋広聴広報課総括課長
  - (2) 総務部  
加藤総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、高橋総務室入札課長、  
浅沼人事課総括課長、八重樫予算調製課総括課長、紺野法務学事課総括課長、  
菅野法務学事課行政情報化推進課長、永田税務課総括課長、  
新屋管財課総括課長、小山総合防災室長、宮元総合防災室防災危機管理監、  
小野寺総合防災室防災消防課長、平総務事務センター所長
  - (3) 政策地域部  
千葉副知事（政策地域部長事務取扱）、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、  
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室政策監、  
森政策推進室評価課長、阿部政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、  
堀江市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、  
畠山 N P O ・文化国際課総括課長、西村国体推進課総括課長、  
菅原国体推進課施設課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、  
野中地域振興室交通課長
  - (4) 復興局  
廣田理事兼復興局副局長、

平井理事兼復興局副局長兼企画課総括課長兼まちづくり再生課総括課長、  
佐々木復興局参事、宮総務課総括課長、森企画課計画課長、  
伊藤産業再生課総括課長、鈴木生活再建課総括課長、  
鈴木生活再建課被災者支援課長、渡邊まちづくり再生課まちづくり再生課長

(5) 出納局

菅原会計管理者兼出納局長、浅沼出納局出納指導監兼管理課長

(6) 議会事務局

及川議会事務局次長、高坂総務課総括課長

(7) 選挙管理委員会事務局

堀江選挙管理委員会事務局書記長

(8) 人事委員会事務局

熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長

(9) 監査委員事務局

千田監査委員事務局長、小原監査第一課総括課長

(10) 警察本部

森本警務部長、吉田警務部参事官兼警務課長、川村警務部参事官兼会計課長、  
工藤交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第65号 平成23年度岩手県一般会計補正予算（第10号）

イ 議案第73号 平成23年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）

ウ 議案第74号 平成23年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

エ 議案第83号 公共施設等整備基金条例を廃止する条例

オ 議案第84号 自治振興基金条例の一部を改正する条例

カ 議案第96号 東日本大震災復興交付金基金条例

キ 議案第98号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

ク 議案第107号 当せん金付証票の発売に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○**五日市王委員長** おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。

高木紳一郎警察本部長を御紹介いたします。

○**高木警察本部長** 2月13日付けで警察本部長を命ぜられました高木でございます。岩手県の良好な治安の維持向上に全力で取り組む覚悟でございますので、御指導、御鞭撻の

ほどよろしく願いいたします。

○**五日市王委員長** 以上で人事紹介を終わります。

なお、本日は千葉副知事が政策地域部長事務取扱として出席しておりますので、あらかじめ御了承願います。

この際、警務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**森本警務部長** 2月23日に開催された提出予定議案等説明会の席上において、盛岡西警察署の警察官が知人女性の裸の画像をインターネット掲示板に投稿し、逮捕されるという被疑事案の発生について御報告したところでございますが、当警察官を2月24日付で停職3カ月の懲戒処分としております。県警察が総力を挙げ、また全国警察から応援や特別出向者を得て、東日本大震災の災害警備を実施中の事案はまさに言語道断であり、被害者の女性はもとより、県民の皆様にも改めておわび申し上げる次第でございます。県警察といたしましては、職員に対する職務倫理や人事管理の再徹底を図り、一日も早い信頼回復に向けて努力してまいり所存でございます。

○**五日市王委員長** これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案8件について審査を行います。なお、総務部より入札制度の見直し等について発言を求められております。議案審査終了後、発言を許したいと思いますので、御了承願います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第65号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第10号）、第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費のうち復興局関係、第9款警察費、第11款災害復旧費第4項庁舎等施設災害復旧費第1目庁舎等災害復旧費のうち総務部関係及び第2目警察施設災害復旧費並びに第7項鉄道施設災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金並びに第14款予備費、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費、第9款警察費並びに第11款災害復旧費第4項庁舎等施設災害復旧費のうち総務部及び警察本部関係並びに第7項鉄道施設災害復旧費並びに第4条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第65号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

議案（その3）の1ページをお開き願います。今回の補正は、事業費の確定に伴う所要の補正を行うほか、国の3次、4次補正予算を含めた被災地の復旧、復興に取り組むための基金の造成、積み立てや、追加的な事業に要する経費について補正を行うものであります。まず第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,307億5,127万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆5,187億9,642万4,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから10ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりでありま

すが、これにつきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては第2表繰越明許費補正のとおり、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表債務負担行為補正のとおり、また第4条地方債の補正につきましては第4表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明を申し上げます。

まず、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち当委員会所管に係るものは、2款総務費、9款警察費及び11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費の一部、及び7項鉄道施設災害復旧費であります。これらは東日本大震災津波からの復旧、復興に向けた事業や、事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて25事業を計上しているところでございます。

まず、11ページの2款総務費の主なものは、地区合同庁舎管理、三陸鉄道復興地域活性化支援事業費補助、12ページにまいりまして、防災教育推進地域基盤整備モデル事業などであります。

次に、20ページをごらん願います。9款警察費の主なものは、警察署等の修繕や交通安全施設整備などであります。

次に、23ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費のうち当委員会の所管は、防災情報通信設備災害復旧事業、次のページの警察施設災害復旧事業及び交通安全施設災害復旧事業であり、7項鉄道施設災害復旧費につきましては三陸鉄道災害復旧事業費補助であります。

続きまして、25ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正についてであります。1追加及び27ページの2変更とも当委員会所管に係るものはございません。

次に、28ページをお開き願います。第4表地方債補正のうち1追加は、柳之御所遺跡土地公有化事業など2件であり、29ページの2変更は、児童館等施設整備事業など7件について起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。1款県税のうち1項県民税につきましては、1目個人の減等によりまして、補正額の合計は15億3,700万円の減額となっております。

4ページ、2項事業税につきましては、震災による損失等の影響などから、2目法人の減等によりまして、補正額の合計は16億5,600万円の減額となっております。

5ページ、3項地方消費税につきましては、1目譲渡割の減により補正額の合計は19億9,400万円の減額となっております。

6ページ、4項不動産取得税につきましては、不動産取引の低迷及び新設着工戸数の減少等により、補正額は3億5,200万円の減額となっております。

7ページ、5項県たばこ税は2億7,300万円の増額、8ページの6項ゴルフ場利用税は3,200万円の減額、9ページの7項自動車取得税は1,300万円の減額となっております。

10 ページ、8 項軽油引取税につきましては、被災地における公共事業等の増加により、軽油の引き渡し数量が増加していることから、補正額は 20 億 6,100 万円の増額となっております。

11 ページ、9 項自動車税でございますが、自動車保有台数の減少、被災自動車及び被災代替自動車の非課税等により、補正額は 4 億 5,000 万円の減額となっております。

12 ページ、11 項狩猟税は 100 万円の減額、13 ページ、12 項被災産業廃棄物税は 1,600 万円の増額となっております。

次に 14 ページ、2 款地方消費税清算金、1 項地方消費税清算金につきましては、都道府県間の調整で、他県から支払われる清算金でございますが、収入額の確定によりまして、10 億 3,700 万円の減額となっております。

次に 15 ページ、3 款地方譲与税、1 項地方法人特別譲与税は 9 億 6,900 万円の減額、16 ページの 2 項地方揮発油譲与税は 6 億 8,700 万円の増額、17 ページの 3 項石油ガス譲与税は 300 万円の減額、18 ページにまいりまして、5 項航空機燃料譲与税は 500 万円の減額となっております。

19 ページ、4 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金につきましては 3 億 1,804 万 1,000 円の減額となっております。

次に 20 ページ、5 款地方交付税につきましては、国の補正予算により措置されることとなった震災復興特別交付税の交付額等を見込み、1,120 億 7,713 万 8,000 円の増額としております。

21 ページ、7 款分担金及び負担金は、それぞれ事業費の確定に伴う補正でございますが、まず 1 項分担金につきましては、土地改良関係等の分担金の補正で 1,597 万 2,000 円の減額、22 ページ、2 項負担金につきましては、1 目民生費負担金から 23 ページの 6 目災害復旧費負担金まで、補正額の合計は 4 億 2,248 万 2,000 円の減額でございます。

次に 24 ページ、8 款使用料及び手数料は、震災による各種の減免措置等を踏まえた最終的な収入見込みにより、それぞれ整理したものでございまして、まず 1 項使用料につきましては、1 目総務使用料から 26 ページの 9 目教育使用料まで、補正額の合計は、27 ページの計欄でございますが、2 億 2,495 万 8,000 円の減額となっております。

28 ページ、2 項手数料につきましては、1 目総務手数料から 31 ページの 9 目教育手数料まで、補正額の合計は、32 ページの計欄であります。6,192 万 2,000 円の減額でございます。

次に 33 ページ、9 款国庫支出金のうち 1 項国庫負担金につきましては、事業費の確定による負担金の決定に伴う整理であります。1 目民生費負担金から 35 ページの 6 目災害復旧費負担金まで、補正額の合計は、そのページ、35 ページの計欄であります。128 億 5,802 万 8,000 円の減額となっております。

36 ページ、2 項国庫補助金につきましては、それぞれ国庫補助事業費の確定に伴う整理を行うとともに、国の 3 次、4 次補正関係事業等に対する国庫補助金を計上するもので

ございますが、1目総務費補助金から47ページの11目開発指定事業高率補助精算金まで、補正額の合計は、次のページ48ページの計欄でございますが、1,318億8,713万7,000円の増額であります。

次に49ページ、3項委託金につきましては、額の決定に伴う整理でございますが、1目総務費委託金から51ページの7目教育委託金まで、補正額の合計は1億9,699万4,000円の減額でございます。

次に52ページ、10款財産収入のうち1項財産運用収入につきましては、各種基金の利子の減等により、補正額の合計は、53ページの計欄でございますが、7,902万6,000円の減額であります。

54ページ、2項財産売却収入につきましては、不動産、物品、生産物の売り払い収入に伴う整理等であり、1目不動産売却収入から3目生産物売却収入まで、補正額の合計は、55ページの計欄であります。3億5,009万1,000円の増額でございます。

56ページ、11款寄附金につきましては、今回の震災に当たり、国内外から広く寄せられた寄附金や見舞金等を計上するものであり、補正額は84億7,772万7,000円の増額であります。

57ページ、12款繰入金のうち1項特別会計繰入金につきましては、各特別会計等からの繰入金の整理でありまして、補正額の合計は4,171万7,000円の減額となっております。

次に58ページ、2項基金繰入金につきましては、各種の基金を活用した事業の確定に伴う整理、新設の災害廃棄物処理基金及び東日本大震災復興交付金基金から対象事業への繰り入れを行うほか、財政調整基金などで予定しておりました基金の活用を取りやめたこと等によりまして、補正額は14億5,221万3,000円の増額となっております。

59ページ、13款繰越金につきましては、平成22年度決算に基づく繰越金について、33億5,576万3,000円を増額計上するものであります。

次に60ページ、14款諸収入のうち1項延滞金、加算金及び過料等につきましては、県税収入に係る延滞金、加算金等の整理であり、補正額の合計は4,931万円の減額であります。

61ページ、2項預金利子につきましては4,720万7,000円の増額、62ページ、3項公営企業貸付金元利収入につきましては200万円の減額であります。

63ページ、4項貸付金元利収入につきましては、各種貸付金の元金、利子の収入額の整理であります。補正額は、64ページの計欄でございますが、44億3,415万2,000円の減額となっております。

65ページ、5項受託事業収入につきましては、受託事業それぞれの最終見込みで整理したものであり、補正額は、66ページでございますが、災害廃棄物緊急処理支援事業の減等により231億9,708万4,000円の減額となっております。

67ページ、6項収益事業収入については、宝くじ販売収益金を計上するものであります。震災復興宝くじの発行による増収を見込み、補正額は24億2,932万6,000円の増額で

ございます。

次に 68 ページ、7 項利子割精算金収入につきましては、補正額は 799 万 7,000 円の増額となっております。

69 ページ、8 項雑入につきましては、各項目の額の最終見込みの整理でございます。1 目滞納処分費から 4 目雑入まで、補正額の合計は、73 ページでございますが、67 億 4,806 万 1,000 円の増額であります。

次に 74 ページ、15 款県債につきましては、1 目総務債から 77 ページの 11 目減収補てん債まで、補正額の合計は 891 億 6,770 万円の減額でございます。これは、これまでの補正予算において震災復興に係るハード事業の地方負担分について県債より対応することとしておりましたが、この地方負担分につきまして、その大半が震災復興特別交付税で措置されることとされたことに伴い、大幅な減額となるものでございます。

なお、23 年度の県債の発行につきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により説明をいたしますので、恐れ入りますが、243 ページをお開き願います。これは、県債の現在高の見込みに関する調書であります。事業区分ごとの内容についての説明は省略させていただき、次の 244 ページの上から 5 行目の計の欄をごらん願います。数字の入っている列の左から 5 列目、補正前の平成 23 年度末現在高見込額は 1 兆 5,555 億 9,803 万円ですが、これに今回の補正による 891 億 6,770 万円を減じ、さらに元金償還見込額 9 億 6,117 万 9,000 円を減じますと、補正後の 23 年度末現在高見込額、一番右側の欄でございますけれども、1 兆 4,654 億 6,915 万 1,000 円となるものでございます。

以上御説明したとおり、今回の補正に係る歳入総額は 1,307 億 5,127 万 4,000 円の増額となっております。

次に、78 ページをお開き願います。当委員会所管の歳出につきまして御説明を申し上げます。78 ページ、1 款議会費、1 項議会費につきましては、1 目議会費及び 2 目事務局費、79 ページの 3 目議員会館費は、所要額の確定見込みに伴う整理であり、議会費の補正額の合計は 6,700 万 1,000 円の減額でございます。

次に 80 ページ、2 款総務費のうち 1 項総務管理費につきましては、1 目一般管理費は管理運営費の整理、2 目人事管理費につきましては人事管理制度事務費の減等、81 ページの 3 目文書費は文書管理等に要する経費の整理、82 ページにまいりまして、4 目財政管理費につきましては財政調整基金、東日本大震災津波復興基金及び県債管理基金への積み立てによる増等、5 目会計管理費につきましては一時借入利子の減等、6 目財産管理費につきましては地区合同庁舎管理費の減等、83 ページの 7 目情報システム管理費以降の各目につきましては所要額の確定に伴う整理でございます。1 項総務管理費の補正額の合計は、84 ページでございますが、427 億 2,206 万 6,000 円の増額となっております。

次に 85 ページ、2 項企画費につきましては、1 目企画総務費では所要額の確定に伴う整理のほか、いわての学び希望基金及び東日本大震災復興交付金基金への積み立て等による増、86 ページにまいりまして、2 目計画調査費及び 3 目広聴広報費は、執行見込み等を踏

まえた整理でございまして、補正額の合計は、87 ページでございまして、386 億 3,074 万 1,000 円の増額となっております。

次に 88 ページ、3 項徴税费につきましては、1 目税務総務費では県税の還付金等の減額のほか、執行見込みを踏まえた整理、2 目賦課徴収費につきましては個人県民税徴収取扱費交付金等の減でございまして、補正額の合計額は、89 ページ、5 億 7,416 万円の減額となっております。

次に 90 ページ、4 項地域振興費につきましては、1 目地域振興総務費では通常管理運営費の整理のほか、新しい公共支援基金への積み立て等による増であり、91 ページ、2 目市町村振興費では、市町村振興宝くじ交付金の増等でございまして。また、3 目交通対策費では、事業費の確定に伴う整理のほか、三陸鉄道の車両更新に対する補助やバス運行対策費の増など、92 ページにまいりまして、4 目国際交流推進費につきましては事業費の確定に伴う整理でございまして、4 項地域振興費の補正額の合計は 16 億 8,915 万 8,000 円の増額となっております。

次に 93 ページ、5 項選挙費につきましては、3 目知事県議会議員選挙費の減等により、補正額の合計は、94 ページでございまして、2 億 3,413 万 1,000 円の減額であります。

95 ページ、6 項防災費につきましては、1 目防災総務費及び 2 目消防指導費は今後の執行見込み等を踏まえた整理等でありまして、補正額の合計は、96 ページでございまして、1 億 4,394 万 4,000 円の減額となっております。

97 ページ、7 項統計調査費につきましては、国庫委託金の確定等に伴うものであり、補正額合計は、98 ページでございまして、3,563 万 9,000 円の減額でございまして。

99 ページ、8 項人事委員会費につきましては、1 目委員会費及び 2 目事務局費とも執行見込みを踏まえた整理でございまして、補正額の合計は、100 ページでございまして、5,144 万 2,000 円の増額となっております。

101 ページ、9 項監査委員費につきましても同様に、委員費、事務局費とも執行見込みを踏まえた整理でございまして、補正額の合計は 1,449 万 2,000 円の減額でございまして。

以上、2 款総務費の補正総額は 820 億 9,104 万 1,000 円の増額でございまして。

次に、114 ページをお開き願います。3 款民生費、5 項災害救助費のうち当委員会所管は、説明欄にございまして復興局関係でございまして、災害弔慰金負担金、救助費の減等により、537 億 5,204 万 7,000 円の減額となっております。

また少し飛んでいただきまして、186 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費につきましては、1 目公安委員会費から 6 目恩給及び退職年金費まで所要見込みを踏まえた整理及び 4 目警察施設費の警察署等修繕費、交番、駐在所建設事業費の増等でございまして、補正額の合計は、188 ページでございまして、2 億 9,163 万円の減額となっております。

189 ページ、2 項警察活動費につきましては、1 目一般警察活動費及び 2 目刑事警察費は所要見込みを踏まえた整理、190 ページの 3 目交通指導取締費は交通安全施設整備



費の増等でございます。補正額の合計は、9,974万8,000円の増額でございます。

以上、9款警察費の補正総額は1億9,188万2,000円の減額でございます。

また少し飛んでいただきまして、218ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費につきまして、1目庁舎等災害復旧費のうち当委員会所管は、防災情報通信設備災害復旧事業費でございます。国庫の確定により12億4,232万8,000円の減額であり、2目警察施設災害復旧費につきましては、今年度の警察施設並びに交通安全施設の災害復旧事業の確定に伴い補正を行うものであり、補正額は1,634万2,000円の減額となっております。

また少し飛んでいただきまして、221ページをお開き願います。7項鉄道施設災害復旧費についてであります。三陸鉄道の災害復旧に係る国庫補助金について、当初直接事業者に交付されるものと見込み、県負担分のみ予算計上しておりましたが、国庫補助金が県を経由して事業者に交付されることとされたこと等に伴い所要の補正を行うものでございまして、補正額は26億7,137万5,000円の増額でございます。

次に、222ページをお開き願います。12款公債費につきましては、1目元金の増等により、補正額の合計は9,286万5,000円の増額であります。

次に223ページ、13款諸支出金、1項公営企業貸付金につきましては、県立病院等事業会計に対し30億円の貸し付けを行うものであり、224ページ、2項公営企業出資金につきましては、一定のルールに基づきまして一般会計から支出しているものでございますが、執行見込額を踏まえた整理でございます。補正額は33万1,000円の減額でございます。

225ページ、3項公営企業負担金につきましても同様でありまして、補正額は4億5,163万3,000円の増額となっております。

次に226ページ、4項地方消費税清算金につきましては、地方消費税の確定に伴う都道府県間の清算金でございます。補正額は17億979万1,000円の減額であります。

次に227ページ、5項利子割交付金につきましては、県民税利子割の確定に伴う市町村交付金の増であり、補正額は9,548万7,000円の増額でございます。

次に228ページ、6項配当割交付金につきましても同様に、額の確定に伴う市町村の交付金の整理であり、補正額は467万3,000円の増額でございます。

229ページでございますが、7項株式等譲渡所得割交付金につきましても同様に、収入額確定に伴う市町村交付金の整理であり、補正額は16万6,000円の減額でございます。

次に、230ページ、8項地方消費税交付金につきましても同様に、収入見込額確定に伴う市町村交付金の整理でございます。補正額は7,682万7,000円の減額であり、231ページ、9項ゴルフ場利用税交付金につきましても同様に、補正額は2,093万4,000円の減額であります。

232ページ、10項特別地方消費税交付金は4万円の減額であり、233ページ、11項自動車取得税交付金につきましては5,178万7,000円の増額、234ページ、12項利子割精算金につきましては33万1,000円の減額であります。

以上、13 款諸支出金の補正総額は 17 億 9,516 万円の増額となっております。

次に 235 ページ、14 款予備費についてであります。通常分の予備費に加え、今年度は震災対応での不測の事態に備え、20 億円を追加で計上しておりましたが、今後の見込み等を踏まえ、減額しようとするものであり、補正額は 17 億円の減額としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**伊藤勢至委員** 警察の復旧費についてまずお伺いをしたいと思います。去る 1 月 17 日でございますけれども、当総務委員会で、いち早く復旧になりました三陸鉄道、宮古駅から小本駅まで御乗車いただいて、頑張っている状況を視察いたしました。その後、宮古警察署に参りまして、1 階天井まで冠水した状況を見て、本日までのいろんな活動計画を伺ってきたわけでございますけれども、その中には、宮古市内においては鯨ヶ崎交番あるいは磯鶏交番なども被災して流失いたしておりますが、警察の根本たる宮古警察署、これをいち早く安全な場所に移すという計画を早く持っていただくことが必要だなど、このように感じてきたところであります。今般の補修費、整備費というのは、交番程度を幾らか改修してということなのだと思うのですが、被災復興元年の当初予算に、宮古警察署は安全なところに移るぞという意思表示をする予算か何か欲しかったと思うのですが、まずその点についてお伺いをします。

○**川村参事官兼会計課長** 被災した警察署並びに交番、駐在所につきましては、今回の津波の現状を踏まえまして、できるだけ津波の被害を受けない場所、なおかつ地域の皆様方の利便性を考慮しつつという観点で、現在土地について調査並びに適地を探しているところでございます。現在のところ、各自治体等々の復興状況等々を情報収集しながら、ぜひ早急に土地購入を進め、拠点たる警察署の整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○**伊藤勢至委員** 発災以来、私もいろんな提案をしてきたところであります。例えばの話でございますが、宮古警察署を J R 宮古駅の裏、宮古高校側、ここには J R の清算事業団が持っている土地が結構残っておりまして、ここに警察あるいは消防が行くとなりますと、重点がより宮古市内に近づいてきて、いろんな面にわたっての活動の根拠となりやすいのではないかと。そして、宮古駅前側から国道 106 号線バイパス沿いを通る道路といいますか、それをあわせて一緒に通してもらおうと、宮古市の全体の動きが、非常に利便性を増してくる。

それから、今後いろんな道路計画が出てまいります。三陸縦貫道あるいは北部環状線、今やってもらっている西道路、そういったものはどうしても宮古駅周辺に集まってくるようでもありますから、5 年、7 年先の道路網がどういう整備になってくるのかというのを考えながら位置を決めていただきたいと思います、そのように思います。

もし J R 宮古駅の裏、J R 清算事業団の土地が狭いということであれば、閉伊川を越えて、旧ラサ工業地でございますが、現在合同資源が持っている土地が言ってみれば遊んでお

ります。したがって宮古市は、ここに警察と消防を並べて置くぐらいの大きな計画を立てたほうが将来のためになる、このように考えておりました、こういう道路計画とあわせながら、一緒に将来を見据えて考えていってもらいたいと、早いところそれを決めてもらいたいと、このように思いますが、千葉さん、ひとつ何かいい話を。

○千葉政策地域部長事務取扱 現在市町村におきまして、さまざままちづくり計画が動き出していると思います。公共施設と道路整備、今回大局的観点から施設整備の配置を考える必要があるものと考えておりますので、やはり地域振興の観点から見まして、十分後年を踏まえて検討していくべきで、県としても支援してまいりたいと考えています。

○伊藤勢至委員 千葉さんは、きょうここでやりとりするのは最後かもしれませんが、もっと大きな話になった場合に直にやり合うことになるかもしれませんが、あなたがつくってきた、あるいは皆さんがつくってきた岩手県の復興計画が、被災した市町村に——私は8月10日には自分の管内にみんなお届けをしていますけれども——それが半年たってもいまだにまだ足並みがそろった形で出てこない。遅いと思っております。したがって、県が決めたコンセプト、今後の津波では絶対に死者を出さないという、これを守りながら、一緒に検討をやりましょうということをもっと被災した市町村に声がけをしていきませんか、今やっているのは横にらみですよ。おまえのところでは何を出す、おまえのほうでは何をやる、こういうことでは……。こういう大災害のときにこそ、今までの懸案を県政と国政と合わせわざで一本にして、新しい地域をつくるというぐらいの考えがなければいけないと思っていますのです。

私は、宮古市役所を現在の宮古消防署に移すべきだと言ったのですが全然そんな議論はありません。県の中には、被災した公共的な施設は被災した場所には建てないと一番先に書いていますね。全然そういうことにのってきていない。そうすると宮古市役所が動く気配がない。すぐ向かいにあります東北電力も同じ場所で再開するようでありまして、NTTもそうだと、それから岩手銀行もそのとおりになっていると、何ら変わらない宮古市になってしまいます。だから、新しい宮古市をつくるには、今まで懸案となっていた部分をこの際合わせわざでやっていく、そのぐらいの大きなはったりが本当は必要だと思うのですが、そういったものが上がってくるのを待つのではなくて、早く出せと。多分復興大臣も、どういうまちづくりをするか、それに予算をつけて早く出してこいと言っているのですが、先般出たのでいきますと、みんな200億円以下の予算ですよ。こういうときに1,000億円規模のものをぼんと出して、これが半分の500億円になって、半分で、それでもいいと。そのぐらいのものを吹いていかないと、こういうときだからこそということには合わないと思うのです。

副知事さんの場になったときにまたやりとりをしたいのですが、今の場の中で言える範囲で、沿岸よ、もっと頑張れと、大きな計画を上げてこいと、そういうのを督促をするべきだと思うのですが、いかがでしょうか。これを伺って終わります。

○千葉政策地域部長事務取扱 先ほど私ちょっと申しましたが、昨年12月に復興の基本

計画ができて、今市町村は実施計画ベースのほうの策定に入っていると承知しております。また、先ほど申しましたように、個々のまちづくりの話もより具体化してきているのではないかと考えています。単に復旧にとどまらず、いわゆる復興を目指すということになりますと、今回まさに防災のまちづくりということで、さまざまな観点から議論し、進めていく必要があるかと思えます。せっかく交付金事業というものがあるわけですので、復旧にとどまらない、復興に届くような、それなりの事業でお考えいただけるように、私どもも市町村に御協力してまいりたいと考えています。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

○**及川あつし委員** では、指名でありますので、三つ伺いたいと思います。繰越明許の関係とNPOの関係と防災の関係であります。

まず最初に、議案の説明でありました補正予算第10号の第2条のところに繰越明許の関係が出ておりますが、予算の全体像を知るためにお伺いするものであります。結局今回の10回目の補正によって、平成23年度予算は1兆5,000億円を超えることになったということであります。それで、平成24年度予算については既に提案されておりますが、1兆1,280億円余ということであります。そのうち平成24年度については、震災関連の震災津波復旧工事、いわゆる公共事業投資的経費が3,500億円と説明を伺っておりますけれども、今回の補正でさらに繰越明許を御提案いただいたことによって、平成23年度分1兆5,000億年中、震災の復旧工事費用がそもそも幾らであり、そのうち幾らが繰越明許になって平成24年度にいき、結果として平成24年度の予算ベース執行で——今平成24年度の当初予算だけで3,500億円と言われておりますけれども——総額はどのようなことになるのかお知らせいただきたいと思えます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 繰越明許費の関係でございますが、平成23年度予算のうち今回一般会計分で平成24年度へ繰り越すこととしたもの、繰越明許費の額がトータルで221事業3,150億円余でございますが、委員から今御質問のありましたうち、震災対応分は122事業2,750億円余でございます。ただ、これはトータルの額でございまして、今御質問にありました投資的な経費が幾らあるかということころは、2,750億円の内数ということになります。それが平成24年度に繰り越されまして、先ほど委員からお話がありました平成24年度の震災分3,500億円とあわせもって、平成24年度の事業となるということでございます。

○**及川あつし委員** ありがとうございます。今予算総括の準備もいろいろしてございまして、ここら辺を精査しているのですが、今回の定例会における一般質問の答弁などで、経済波及効果の件、私も一生懸命聞いておりましたけれども、平成24年度の当初予算の投資的経費については3,500億円で、理論上はその経済波及効果は6,000億円ですと、雇用の誘発効果が5万人ですとということで答弁がございました。この数字を県民の皆さんにもっと知らしめてほしいというのが私の質問の趣旨でありまして、せっかくこれだけ皆さんも御苦労されて予算を政府からいただいてきて、いろんな事業を組み立てて、県民の関

心は、ではそれによって24年度以降どうなるのだというところで、具体的な数字をもっとあらわしてほしいと思っています。その意味において、今回の本会議の質疑の中で、24年度の方で既に分野として統計的に分析されたものだけ出ておりますけれども、今八重樫総括課長から話があった平成23年度の事業についても、1兆5,000億円までできていますけれども、結局執行ができないので、平成24年度はこれだけいきますよというところで、もう一度県民の皆さんにアナウンスをするということも大事なのかなと思っていますが、その点について部長はどうお考えでしょうか。

○加藤総務部長 御指摘がございまして、まさにそのとおりではないかと思いました。我々もどうしても年度単位で考えてしまうような傾向がございまして、平成24年度、23年度ということなのですが、実際の執行は平成23年度分に繰り越しの分が出てまいりまして、外部経済的なのとか、対外的には平成24年度にこなされていくということとございまして、あわせた形で、実際に県におけるそういう事業——外部支出、それによる波及効果がどのくらいになるかということは、うまくわかりやすく説明していかなければならないと思いますし、まさに御指摘のとおりだと思います。その点は確かに十分にできていなかったと感じましたので、今後各部局ともよく相談して、その辺のアピールの仕方、そういうものにつきまして検討して、適切な対応を考えていきたいと思っています。

○及川あつし委員 ありがとうございます。いずれ趣旨は、せっかくやっていることをうまくもっとPRして、県民の皆さんに元気を与えていただきたいということでありまして、詳細についてはまた予算総括等で取り上げたいと思います。よろしく願います。

2点目は、NPOの関係であります。先ほどの説明で、予算に関する説明書の90ページの中で、新しい公共支援事業費、うち新しい公共の場づくりのためのモデル事業費の基金の積立金で2億5,000万円弱が計上されたということで、国の3次補正の中でもと存じます。これも予算総括でやろうと思ったのですが、時間がなさそうですので、この場でお尋ねをさせていただきたいと思いますが、今3次補正で措置された基金をもとに、平成23年度もやられたようですが、既に平成24年度の事業募集をあらかじめされていると伺っております。これについては、2月29日までが応募期間ということでありましたけれども、まず1点目は、応募状況はどうであるのか、お知らせ願いたいと思います。

それと、説明を1回個別にいただいた後にいろいろ聞いてみたのですが、説明会を各地でやったということなのですが、NPOだけではなくてNPO等で、対象となるのはNPO法人だけではなくて、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、支援組織、協同組合等の民間非営利組織ということになっています。せっかくこれはいい事業だと思うのですが、公募に当たって、募集に関しての周知が本当になされていたのかという感じも受けました。沿岸被災地のほうでももっとやりたかった方がいるやに聞いておりますので、この募集に当たっての告知、周知についてはどういう状況だったのかもお知らせください。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 新しい公共支援事業のモデル事業に関しましては、

委員から御指摘がありましたとおり、現在募集をしております、昨日締め切ったところでございます。といいますのも、こういう震災対応案件など急を要するものもでございます。4月に入りましたらば速攻取り組んでいきたいというところが多うございますので、予算議決前でございますが、募集をさせていただいたところでございますけれども、選定につきましては、議決後に委員会を開催いたしまして、公開プレゼンテーションでもって選定してまいりたいと考えておりますので、その辺御了解いただきたいと思っております。

応募状況でございます。昨日締め切ったところで、今集計中の部分もございますけれども、あらあら集計したところでは80件以上集まってきているところがございます。まだ確定値ではございません。途中経過、集計中の数字でございますが、80件以上集まってきているところございまして、総額で見ましても2億5,000万円という震災対応案件分の財源でございますけれども、これの大体3倍ぐらいの規模になるのではないかとと思われるぐらいの応募の状況ございまして、これを3月末の委員会開催でもって絞りをかけていくという状況でございます。

したがって、かなり多くの反響をいただいたかなと思っておりますけれども、そこでPRの状況、どういうふうに募集について周知を図ってきたかということでございますけれども、先ほど委員からも御説明ございましたけれども、12月に県内各地、6カ所以上回りまして説明会を開催させていただいたところがございます。説明会の開催に当たりましては、各市町村を通じまして、あるいは私どものホームページを通じまして、広く公募させていただいたところございまして、私どもの発行しております広報紙がございまして、これは1万部発行してございますが、そういったものにも掲載いたしまして、PRさせていただいたところがございます。また、マスコミ等にも公募について御協力をお願いしたところがございます。こういった形で、いろいろなチャンネルを通じまして広く広報させていただいた結果、先ほど申し上げたような、かなり多くの応募をいただいたところがございます。

**○及川あつし委員** わかりました。議決前に公募をやることは、委託事業等で間々あることだと思うので、私は問題とは思っておりません。4月からできるだけ早く執行できるやり方ということで、そこは是といたしたいと思っております。

それにしても、制度のそもそもの趣旨であります、公共だけでは今の体力でこれからさまざまな細かい分野に目が行き届かないということもあって、新しい公共の担い手が震災の復旧、復興に際して、さまざまな形で御尽力いただくということは非常にいいことだと思いますし、今回も2億5,000万円ほどでありますけれども、表現は悪いかもしれませんが、安いものだと思うのです。県民にも意欲を持ってやりたいという方がもっといらっしゃると思うので、80件来たということですから、額が3倍ということは、3分の1削られるか、半分削られるかわかりませんが、そういう方々の意欲も大事にするように、次の施策展開についてもぜひ御検討いただきたいと思っておりますので、その点について所感を伺いたいというのが1点。

もう一点は、これまで平成23年度の事業について、せっかく新しい公共という概念で進んできているけれども、地元の民間事業者の皆さんとの競合——クラウドイングアウト——いろんな問題が指摘されてきておりますが、平成24年度についてはその部分について一定の配慮がされたということで、我が会派の飯澤議員の質問にも一部答弁がありましたけれども、今伺いました平成24年度の公募事業については、地元の企業の皆さんと競合しない、クラウドイングアウトを起こさない手法をどのようにとったか御説明をお願いします。

**○畠山NPO・文化国際課総括課長** そういう意味では、3倍程度の応募があったわけですので、したがってすべて配分するという状況ではございませんが、できるだけ応募のあった方々のお気持ちを酌んで、なるべくそういったお気持ちにこたえていくように、これはあくまでも選定委員会の判断ではございますが、選定委員会のほうにも、議員からそういう御意見があった旨きちんとお伝えをしまして、そういう形で運営されるようにお願いしてまいりたいと思います。

また、民間事業者との競合の関係もございまして、岩崎議員からも御指摘いただいたところでございますけれども、いずれこういった復興のための取り組みが、地元で立ち直ろうとしている人たちの足かせというか、そういったところとバッティングしては、なかなか県民の理解も得られないものになってくるだろうということもございます。したがって、私ども今回の募集に関しましては、応募者に対しては、できるだけ地元からさまざまなものを調達するようお願いするというので、募集要項の中にもその旨明記させていただいたところでございますし、また地元の方を雇用して取り組みを行うように配慮していただきたい旨もあわせて記載させていただいて、応募者に対しては配慮をお願いしているところでございます。

**○及川あつし委員** わかりましたが、せっかくいいことをやろうと思っているのに、地元からそういう声が出てきたら台なしになってしまうと思いますので、再度御留意をいただきますようお願い申し上げます。

3点目は、防災総務費の関係でお伺いしたいと思います。以前、地域防災計画の見直しをされているということの報告がございました。私も最大の関心を持って、どのような見直しになるのか勉強させていただきたいと思っておりますが、きょうは詳細の議論はせずに、総合防災室の平常時の体制についてお伺いしたいと思います。特に伺いたいのは、警察からいらっしゃっている方、また自衛官出身の方が、どういう形で総合防災室の平常時の組織を整えているのか、現状の基本的な考え方を教えてください。あと消防の関係です。

**○小山総合防災室長** 現在総合防災室には、警察より派遣いただいている職員1名、消防といいますか、盛岡の消防本部からですが、派遣いただいている職員1名、それから自衛隊OBといたしまして、通常はという言い方はおかしいのですが、危機管理監として1名任用しておりますし、今回の場合、東日本大震災の発災がございましたことから、従前といいますか、23年度で本来退職予定でありましたその当時の越野危機管理監を特命参事と

して、現在2名おるという状況でございます。

本室における業務ということで、自衛隊OBにつきましては危機管理監ということで、本県の危機管理防災体制について、これまでの経験を生かして対応していただくという形で来ていただいておりますし、警察からの派遣につきましては、危機管理を担当していただいておりますけれども、そういった危機管理部門の専門的な知識を生かしていただく。消防につきましては、主に予防という観点からではございますけれども、消防の面からの防災対応業務に当たってもらうということで現在の体制をとってございます。

○及川あつし委員 ありがとうございます。経過も教えてほしいのですが、越野特命参事が来られたのは自衛官からではないですか。どういう経緯で自衛官の方が来ているのか。それも定期的な合意がなされた人事交流になっているのかどうかということをお教えください。

○小山総合防災室長 越野危機管理監は、2人目というか、2代目というのですか、そういう形で、当初は火山という岩手山絡みの案件がございましたけれども、そういった中で県職員というのは、実務的に全く……。部隊運用とか危機管理対応のときに、今回顕著でありましたけれども、3.11以来、自衛隊との連携とか、そういった形の実践的な動きがふえてきました。そういったこともございまして、自衛隊のOBの方の任用によって、そういう体制を強化しようという思いがございまして、自衛隊とやりとりをしまして、OBの派遣といいますか、任用に至ったという形でございます。

○及川あつし委員 人事のことなので私もよくわかりませんが、任用するという形がいいのか、派遣という形がいいのかも含めて、いずれ自衛隊の組織をよくわかっている方が総合防災室にいたので非常にうまくいったと聞いております。警察の部分についてもそうだったと聞いております。消防については、盛岡広域消防から1名のみという言い方をあえてさせていただきますけれども、県組織は消防の部隊を持っていないわけですね。ですので、私、素朴な疑問として、県が全県の消防の運用計画を立てるに当たって、現場部隊を持たないけれども、だれがどうやって計画をつくるのだと思っております。そういう中で盛岡の広域消防から1人ということになっているようであります。私の聞き取りでは、自衛隊の方と消防の方との合同訓練などをいろんな形でやってきたのも効果を発揮したと聞いているわけですが、いざ何か一朝有事が起きたときには、現場をわかっている方が指揮命令、監督するというのが原則になろうと思っております。常時総合防災室にいく方がいいかという問題はあるかと思いますが、発災後、私も何度も総合防災室に行きましたけれども、ベストを着て皆さんがとにかく走り回っていた姿しか思い浮かびませんが、体制の強化というのも今後の防災計画の見直しの中では十分に検討していただきたいと思っておりますし、現場の指揮命令、監督ができる人材の登用ももっと強化してもらいたいと思っておりますので、その点を伺って質問を終わりたいと思っております。

○小山総合防災室長 非常にありがたいお言葉を頂戴いたしました。感謝を申し上げます。確かに委員おっしゃるとおりだと思います。人数が何人いればいいのだという話はなかなか



か出ないと思いますけれども、今一つ御指摘がありました消防につきましては、委員も御存じのとおりですけれども、県内 12 消防本部ございまして、それぞれがそれぞれの主体として動いておるという状況でございますので、例えば消防の人間がここに 1 人おって、全県下の部隊といいますか、消防本部を動かすという状況にはなってございません。そういった意味では、今の状況を少し詳しくお話しさせていただきますと、盛岡消防本部がそういうイニシアチブをとる方向で検討している状況もでございます。今回、いわゆる有事——県内での災害時——という形で、調整をとるといふ検討もされていると伺っておりますけれども、そういった意味で現場に強い人間の存在というのは非常に重要だと思っております。ということで、人数の話はなかなかできるものではございませんけれども、そういった体制をとりつつ、災害対応に万全を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

〔伊藤勢至委員「関連」と呼ぶ〕

○伊藤勢至委員 今のお話に関連するのですが、これまでの山林火災、アイオン、キャサリンクラスの水害、それから地震津波、そういったもののシミュレーションを、警察、消防、自衛隊等を含めて、1 回やってみる必要があるのではないかと思います。どういう状況のものがどういふふうにかかるかわかりません。実は、8 年ぐらい前になりますが、私も 29 年消防を勤めた経験がありますので、振興局の 3 階で保健所関係の会議がございました。暇な会議なものですから外ばかり見ていましたら、たき火をしているおばあさんが 1 人いて、そのおばあさんの周りが火に包まれたのです。結構な西風がありまして、これは広がるぞと思ひまして、その座長さんに、これは大変な大火事になるかもしれないので、防災ヘリの出動要請をしたほうがいいぞということを言ひまして、宮古市長を飛ばしてすぐやって、それが本当に大きな火災になったのです。もう少しで宮古病院まで火が行くかもしれないという火災になりました。一山越えると宮古病院ですから。国道 45 号線は通行どめになったときがありました。そうしたとき、宮古市消防団は対策本部を医療の村、宮古病院の下に構えたのです。そうしたら西風に乗って煙が来ましたから、とても機能できるどころでなかったのです。それで、派遣されてきた防災ヘリは宮古消防署におりて、そこから水をくんで鎮火に向かったと。こういうときに、災害本部そのものを風下に構えるというのは完全に間違いなのです。そういうことは、普段のシミュレーション、勉強がないからだと思ひますから、過去の事例を見ながら、いろんな県内の条件があろうと思ひますから、シミュレーション——図上演習といひますか、そういうものを作っておくべきだと思いますが、いかがですか。

○小山総合防災室長 まさしく委員おっしゃるとおりだと思ひます。今回の 3.11 への対応につきましても、例えば一つ挙げさせていただきますと、前年の総合防災訓練におきまして、花巻空港を使った S C U の訓練、これはまさしく生きたということでございます。より実践的なシミュレーションをして、図上訓練なり、防災訓練を使った実訓練を展開していくことが重要だと思ひますし、それにつきましても、先ほど及川委員が

らお話ありました、そういった経験者とか実務者にサジェスションといいますか、御指導  
いただくといいますか、経験を生かしていただくといった形も必要であろうと思ってお  
ります。そういった方向で一層訓練を重ねていきたいと思っております。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

○**工藤勝子委員** 企画総務費の中の、いわての学び希望基金積立金についてお伺いたし  
ます。これは著しい被害を受けた児童等の就学の支援と教育の充実ということで設けられ  
ております。経費の財源に充てるために設置する基金の積み立てということでありませ  
れども、支援を受けられる範囲を示してほしいと思っております。両親、片親を亡くされ  
た子供たちもたくさんいるわけですし、小学校、中学校、高校、大学生まで及ぶのか、支  
援を受ける窓口はどこが担当しているのか、それから支給する金額の内容等についてもお  
示し願いたいと思います。

○**宮総務課総括課長** いわての学び希望基金でございますけれども、これにつきましては、  
東日本大震災におきまして、御両親もしくは片親を亡くされたお子様の奨学のための基金  
でございます。幼稚園から大学、専門学校まで含めまして対象といたすということにして  
おります。

現在は、教育委員会におきまして、奨学資金という形で運営しております、それにつ  
いては幼稚園から大学、専門学校までを対象として、それぞれ奨学金を支給するという  
ことになってございます。保育園等について、未就学児童については、保健福祉部で対応し  
てございます。また今回、県民あるいは県内外、非常にたくさんの方々から寄附金等の御  
協力、御支援をいただいていることもございまして、教育委員会及び関係部局では、ほか  
の事業等についても今回こちらに変更してということもございます。

○**工藤勝子委員** 全国から寄せられた支援金が復興局のほうに入って、多分復興局が窓口  
になっているのだろうと思っておりますけれども、いわての学び希望基金が教育委員会にあ  
りますね。教育委員会のほうを見ると少し減額になっているわけですが、今後とも  
いわての学び希望基金は復興局で担当して、例えば教育委員会に移管するというようなこ  
とはないのか。

それから、今の話ですと、両親と片親を亡くした人が対象になるということがございま  
すけれども、例えば生活保護世帯。若い人たちがいるから結局生活保護世帯にはならない  
のでしょうか、例えば両親がいても、仕事がない、生活基盤を築けない、そういう  
世帯も多いのだろうと思うのです。片親を亡くし、両親を亡くした子供たちのほかにも、  
両親がいても今まだ生活の基盤が成り立っていない人たちは申請によって対象にならない  
のか、ということもお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**宮総務課総括課長** いわての学び希望基金の中の現在運営している奨学金については、  
先ほど御説明申し上げたとおりとなっておりますのでございます。この基金について、復  
興局で基金の管理を担当しているということになってございまして、実際の事業の企画あ  
るいは運営につきましては、現在のところ教育委員会あるいは保健福祉部が行っており、

それぞれのところでそういった事業について検討していただけるものと考えております。

○**工藤勝子委員** そうしますと、各部局で担当して、復興局に例えば金額の要請があるということなのでしょうか。結局基金の管理は復興局が担当すると…。受付とかそういういろいろな申請の窓口はそれぞれの部局で行うということで、審査のほうもそちらになるわけなのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○**宮総務課総括課長** 基金の受付ですとか、基金全体の管理——財布というような役割を現在復興局が務めております。というのは、特定の部局の事業に限ってのことではないものですから復興局で担当してございますけれども、必要な事業については各部局がそれぞれ検討されて、必要な予算について予算要求をした形で基金を財源にして事業をしていくということで、この事業の必要性の判断ですとかは各部局で、あるいは県関係課とそれぞれ協議しながら進めているというのが現状でございます。

○**工藤勝子委員** 例えば奨学資金を受けられたとして、この返済はなしなのでしょうか。

それから、遠野にNPOのまごころネットという団体があり、全国からかなりの支援金が届いております、それを一つの基金のようにして、遠野のほうでも返済を求めないで、児童生徒に支援をするという活動も始められているようでありますけれども、その点についてどういう所感を持っているのかもお聞きしたいと思います。

○**宮総務課総括課長** 基金につきましては、先ほど申し上げましたように各部局のほうで行っておりますし、個別の事業につきましても、それぞれのところで御検討いただくということになってございますので、その点担当部局等に伝えてまいりたいと思います。

○**廣田理事兼副局長** 生活保護世帯のお話もありましたけれども、今御説明いたしましたとおり現在対象にはしておりません。それは今後の課題ということで、関係のセクションに伝えたいと思います。

それから、まごころネットのお話がありました。さまざまな支援の中で、民間がこうした形でやられていることについては、我々としては非常に心強いと思っておりますので、そういった民の力を支援のほうに向けるということで、ぜひ積極的に進めてもらえればと思っております。

○**工藤勝子委員** ありがとうございます。結局民間でやっているのはかなり幅広く、出すお金そのものは、1人当たりになれば数万円というわずかな金額なのですけれども、いろんな縛りをかけないで幅広く見ている部分があります。例えば県のこういう基金というものはかなり縛りを——さっき言ったように両親と片親を亡くした世帯に限るというような形で縛りをかけている部分もあるのではないかと思いますけれども、ぜひもう少し幅広く、こちらだけが財布を持っていて、あとはそちらの担当部局ですよという形ではなくて、共有を図りながら進めていただければと思っております。

もう一点お伺いします。先ほど消防の話がございましたけれども、県内の消防活動費の交付金を出すようでございます。今回の大震災において、県内でどのくらいの消防機関が応援に駆けつけたのか。また、私たちも把握できないのですけれども、全国からもかなり

応援部隊が入ってまいりました。それは何都道府県から入ったのかとか、県内ではどういう機関から入ったのかとか、その人数がわかればお願いしたいなと思っております。

それから、1次補正、2次補正、3次補正と出てきたわけですがけれども、約1年が経過する中で、今まで補正の中で、この期間に交付できなかったのかというところもお聞きしたいと思います。

**○小野寺防災消防課長** まず、今回の震災における消防の関係でございますけれども、県外からの応援につきましては、緊急消防援助隊というくくりでございます。発災から5月19日までの間、約70日間という期間で、28都道府県から延べ4,770部隊、人員といたしましては1万7,701人の支援をいただいたということでございます。構成といたしましては、名古屋市消防局が部隊長という形で全体を指揮したわけでございますが、そのほかに北海道、東北はもとより、南は沖縄まで、先ほどお話ししましたとおり、28都道府県の方がいらして活動していただいたということでございます。

県内につきましては、県内の協定に基づきまして、主に内陸の消防本部の方々が、二戸から南は一関まで、それぞれ地域を分担いたしまして、久慈、宮古、釜石、大船渡という形で入っております。それで、7消防本部、469部隊、1,609名の方が県内の広域応援で被災地域での活動を行ったということでもあります。

支援につきましては、やはり消防部隊が、当時高速道路を通行できなかった。県内もそうですがけれども、国道45号線が瓦れきで……。

**○小山総合防災室長** 工藤委員の3点目になります。支出の時期でございますけれども、国の要綱といいますか、二つに分けさせていただきます。緊急消防援助隊につきましては、今回初でしたか、消防長官の指示により全国の部隊が動いたということで、国の負担になります。これは県費が絡まないといいますか、県費支出はないと御理解いただきたいと思っております。

また、県内派遣につきましては、本来の応援協定ですと、受援——派遣を受けたところが、という支出の形になるわけでございます。今回国が災害発生県内消防応援活動費交付金というものをつくりまして、それに基づいて、結果的には全額ということになるのですが、かかった経費は全額、手当とか、例えば宿泊費とか、燃料代、そういったものについてお支払いするという事になっておるのですが、消防本部側からの精算事務自体に時間がかかったということでございます。そういったことで、時期的には今回の補正計上という形にならざるを得なかったということでございます。よろしく願いいたします。

**○工藤勝子委員** それでは、これで終わりますけれども、例えば県内では、二戸のほうから一関まで7消防本部が活動されたということですね。これについては、県本部が招集をかけたことになるのでしょうか、自主的に出たということなのでしょうか、どういう体制だったのか、お聞かせいただきたい。

**○小山総合防災室長** これは、難しいという言い方はおかしいのですがけれども、実際災害対策本部におきましては、時間の記憶がはっきりしないのですがけれども、発災した3.11

の午後5時半前後だったと思うのですが、盛岡で仕切れるかどうか確認して、それは無理だと、そういう体制がないということで、では県が仕切るという形で、行き先を定めないと混乱するものですから、例えば一関であれば高田に行ってくれというように、行き先を指示してお願いしたという経過ではございます。しかし、詳細に全部把握してはおりませんが、既に発災直後から現地に向かっているといったケースがございます。ですので、そこら辺は微妙というか、自主的に、正式な要請を待つまでもなく出た本部もございまして、県もお願いしたということで、ではそこに向かいましょうといった経緯もございまして、そういう状況でございました。

○佐々木努委員 一つだけお伺いしたいと思います。復興交付金基金についてでございます。今回の補正で350億円ほどが盛り込まれるということでありましたが、先日新聞報道では、自由度が非常に高い、使い勝手のいい制度でありながら、緊急性の高いものを優先したということで、国のほうではかなり厳しい査定をしたという話をお伺いしました。県と12市町村が合同でこの申請を出したということでありましたが、どういうものが不採択であったのか。そして、落とされた事業は、今後どのような形でさまざまな事業に組み込まれていくのか。この交付金事業のほかにさまざまな制度があると思いますが、どういうものを使って進めていかれようとしているのか、その辺のところ御説明をお願いします。

○森計画課長兼評価課長 復興交付金について御説明申し上げます。復興交付金、第1次といたしまして、1月末で国に計画を提出させていただいておりますが、まだ交付可能額の決定は来ておりません。今回予算に計上させていただいておりますのは、当初出しました計画に基づく額でございます。国の目安では、交付から大体4週間前後で交付可能額をお知らせいただけるということになっておりますので、間もなく来るとは思いますけれども、その結果を待ちまして、さらに調整していくということになります。

今回万が一認められないものがあるといったしましても、次の計画の申請締め切りが今月末に予定されております。その後も3カ月ごとに締め切りが設定されて出せるという仕組みになっているようでございますので、事業検討の熟度等を上げまして、さらに必要なものについてはお願いしていくと、こういうことで現在考えているところでございます。

○佐々木努委員 ということは、新聞報道ではかなりのものが落とされるような報道で、県のどこかの職員の方は、今までの補助制度とどこが違うのだと、むしろ負担があってもいいから別な制度で認めてほしいというような、そういうコメントもあったようです。その辺のところは、実際に県職員の方も国の方と、どの事業がこういう理由でだめだ、といった話をしたと思うのですけれども、私が聞きたいのは、国でどういうものに難色を示しているのかということで、まだ決まる、決まらないの状況ではないという話ですが、その辺のやりとりのことを少し話していただければ。

○森計画課長兼評価課長 1月31日が提出期限でございましたが、その前後、各市町村、もしくは県と国とでヒアリングを受けてございます。その中でお話があったのは、各事業の熟度、地域住民の方々の同意ですとか、確実に実施できるのかどうかということ、あと

津波等の被災をどれだけ受けたか。つまり国では、被害が大きいところを優先してやりたいという意向があったようでございまして、そういう点でヒアリングを受けておりますが、個別の事業でこれはだめですとか、ちょっと難しいですとか、そういうお話ではなく、総合的な御意見として伺ってございます。間もなく各事業の結果が出てまいりますので、それを見てまた検討を進めていきたいと考えておるところでございまして。

○城内愛彦委員 私からも1点お伺いしたいのですけれども、地域情報化推進費なのですが、県内で高速通信ができる半径というのは、現在どれくらいカバーしているのか。また、それについて、今まで計画的に進めてきているのかという点をまずお伺いしたいと思います。

○佐々木副部長兼地域振興室長兼復興局参事 震災直後、御承知のとおり、市町村の情報網がずたずたになりまして、まずそれらについて非常に有効であったのが衛星携帯ということでございます。衛星携帯につきましては、現在各市町村あるいは合同庁舎、すべてに配備されてきているということでございます。それ以外の情報通信網につきましては、自治体情報のクラウド化とか、さまざまな面を含めまして、順次計画的に進めていくこととしております。

○城内愛彦委員 災害に遭って、これから復興していく上で、高速通信というのは必要不可欠なものだと私は思っています。これまでも地域の格差というのがありましたし、そういった中でライフラインと等しくなっている、そういう位置づけになったと思っています。そういう意味では、県内各地つながってこそ——鉄道と同じで、つながってこそ重要な役割を果たせるものだと思います。従前私どもの出たところで、川井村と宮古市が合併をして、川井村では光ケーブルをいち早く全戸につなげて合併をしたのですけれども、旧宮古市と逆に温度差が出てしまったのです。そういう意味では、つながってこそなのだと思いますし、今回被災していませんけれども、川井地区はある意味情報が行き渡る環境にあったために、復興の後方支援を十二分に果たすことができた。そういう意味では、現状、これから10年の範囲では、被災した地域に衛星をすべからくというのは、まず不可能に近いと思っています。そうなれば、身近にできるものとするれば、被災した地域に光ケーブルをしっかりと敷設することも、早急にやらなければならない手段の一つだと思います。予算を見ますと何かいま一つぱっとしない予算だったので、ぜひしっかりとその辺を踏まえた形で、計画的に、精力的に取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木副部長兼地域振興室長兼復興局参事 委員おっしゃるとおりで、ぜひとも光ファイバーで全県網羅できるようにということで、岩泉町も今度光ファイバーを、あそこは岩手アライとか誘致企業もございまして。誘致企業等からもかなり、光にして早く通信網を整備してくれという要望がございまして。実際は、市町村と国のやりとりで決まっている部分が大分ございまして、首長さん方の判断が第一義的なものですが、県といたしましても、できる限り全県のレベルが上がるように、進めてまいりたいと思っております。

○城内愛彦委員 もちろん地域の首長さん方が主導的にやってきたというのも重々承知

はしています。ただ、やはり復興を目指す岩手県とすれば、ある意味、情報を共有するスピード感を持ち、そしてなおかつ世界と対応できるような産業を育てる上でも大事だと思っております。宮古地区にある金型、コネクタ産業もそうですし、地域の木材関係の産業もそうですけれども、全国と直結した仕事をしている方々にとっては、宮古とやりとりをすると情報も落ちていかない、どこかで固まっているのではないかという話をされます。こちらから発信する場合もそうなのですから、そういうことがないように、ぜひ主導的にお願いしたいなと思います。

○田村誠委員 一つお伺いしたいと思いますけれども、今回の被災で、携帯電話あるいは固定電話、すべてダウンしまして、いろいろ苦勞されたのだらうと思います。その中で機動的に動ける無線というのがかなり効果を生じたというお話もございます。今回の被災の情報収集の中で、アマチュア無線というのはどの程度の位置づけにされているのか。そして、今後どのように対応されようとしているのか、まず第1点お伺いいたします。

○小山総合防災室長 田村委員の御質問にお答えいたします。今回の事例ですと、アマチュア無線は、残念ながら情報収集の手段としては活用できなかったという状況でございます。このアマチュア無線につきましては、過去においてもいろいろと御提言いただいて非常に有効であるという認識は持っております。ただ、いろいろと調べさせていただきますと、災害時のみに使うような許可は出せないという話もございまして、県庁にそういった受信の体制をとることが、状況的に困難であるという実態が一つございます。今回お伺いしますと、発信元も被災して、なかなかそういった発信もできなかったという実態もあるやに聞いております。ただ何らかの形で生かせないものかというのは、今後の一つ課題であろうと認識しております。今そういった状況でございます。

○田村誠委員 私も余り有効活用できなかったと聞いておりまして、アマチュア無線の資格を持っている人たちがだんだん減ってきているということもありますけれども、機動的な動きといいますか、指示命令系統というのも結構きちっとしてしまっていて、協会などに御依頼をすれば基地局を持ってきて、そこから情報を収集しろと、あるいは向こうのほうはどうなっているからそっちのほうへ行けと、そういう指示もできます。今回のような、それこそすばらしい情報化時代にその機能が完全に失われてしまった。しかし、アマチュア無線だけは車さえあれば簡単にできますので、ぜひ有効に活用していただきたいと思えます。防災計画の中にきちんと位置づけていただいて、訓練に参加させるとか、そうした取り組みもぜひお願いしたいと思うのですが、そのことをまず一つ改めてお伺いいたします。

それから、警察のほうでお伺いをさせていただきたいと思うのですが、実は2月4日に大船渡市で警察音楽隊が定期演奏会という形で開いてくださいました。その中で大変すばらしいと思ったのは、陸前高田市の高校の楽隊が器材一切を流してしまった。そうした子供たちを参加させて演奏会を開いていただいた。地元の人たちは大変喜んでおりますし、ぜひそうした活動をこれからも継続してやってほしいというお話などもございました。大変落ち込んでいた中で、陸前高田市の子供たちまで参加させていただいたことに敬意を表

すると同時に、ぜひこうしたことに対して感謝の意を表してと言われておりましたので、改めて申し上げさせていただきたいと思います。

○**小山総合防災室長** ただいまの田村委員の御質問、非常にそのとおりだと思いますし、先ほど伊藤委員から、実践的な訓練等というお話もあったのですが、そういったものも踏まえながらどういった活用ができるのか、実態的に検討しながら防災計画への記載も含めまして、課題とさせていただければと思います。

○**森本警務部長** 音楽隊の演奏会でございますが、2月4日に大船渡で、現地の協力を得ながら開かせていただいたところでありまして、その中で高田高校の生徒さんにも参加していただいて演奏をやらせていただいたところでもあります。このほかに、今手元に資料はございませんけれども、発災直後はなかなか演奏会ということはできませんでしたが、そもそも音楽隊の存在は、県民と警察のかけはしというところもございますし、災害警備活動がある程度落ちついてきた時期から音楽隊の訓練も再開いたしまして、他県の警察の音楽隊の協力も得ながら、被災地での慰問演奏ということも行っているところでございます。

ことしの演奏会につきましても、もともとは内陸を予定していただいておりますけれども、被災があった関係で、急遽沿岸でやろうということで大船渡でやらせていただいたということもございます。定期演奏会そのものは年1回ということでありまして、来年以降も、できればしばらく沿岸で開催していただきたいと思っておりますので、引き続き現地の御協力も得ながらやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**佐々木大和委員** 今回の補正で1,300億円ほどなのですが、資料を見ていると総務で820億円と、一番増額が多いことになるのですが、その内容はほとんどが積立金といえますか、増額の分は基金等の積立金にいつています。先ほど繰越明許費も3,500億円ほどあると言うのですが、今回の補正等が10回あったのですけれども、積立金の状況というのはどういう形になっているのでしょうか、その辺の説明をいただきたいと思います。

○**八重樫予算調製課総括課長** 今回国の3次補正、4次補正の関係で、国の各種交付金による基金の造成を行っております。総務費のお話でしたが、例えばそのほかにも再生可能エネルギーの基金ですとか、災害廃棄物の交付金、東日本大震災復興交付金等々、来年度の復興元年予算、これを加速度的に進めるためにも、今回2月補正において基金を積み立てて、平成23年度の2月補正予算とあわせて、平成24年度当初予算でそうした復興に本格的に取り組もうという趣旨がございました。今申し上げた国の交付金による基金の積立金、各種ございますが、今回2月補正で積み立てを行いまして、どれだけあるかというところでございますが、2月補正でそうした国の補正関係の造成基金で積み立てた額が1,118億円ほどございます。それによって、平成23年度末の残高といたしまして、1,662億円という積み立てになったところでございます。

○**佐々木大和委員** ことしの当初予算が6,800億円で始まっていますが、10回の補正で1兆5,000億円まで来ましたので、現実にはそういう対応になっていかざるを得ないと思いま



す。6,800 億円だと投資的経費が半分ちょっとですか、大体そのバランスで今まで来たのですが、一気にここまで、1兆円近いものがふえたということですから、これをこなすというのは現実的には大変なことなのです。そういうことで聞くのですが、これは基金にして、それぞれ積み立てをしていって次の対応ということなのですから、先ほどの繰越明許費は平時だとこんな額にはなりませんね、当然。この数年間は、繰越明許費は普通どれぐらいでしょうか。手元がないものですから、聞いておきます。

○八重樫予算調製課総括課長 繰越明許費の通常年といいますか、最近の状況を申し上げます。平成20年度は繰越明許費が271億円、21年度が360億円、22年度が480億円でございまして、今回は先ほど申し上げましたとおり、3,150億円ですので、通常時の約10倍と思っておりますが、そのぐらいの繰り越しがございまして。

○佐々木大和委員 これは本当に大変だと思うし、逆に市町村も大体そういう実態があるのです。現実には大震災の対応のために予算はこのような形になっていくのですが、これで示されるとおり、現場にいるほうというか、市町村はそうですが、さらに被災地そのものを見たときに、対応にスピード感がないということになるのですね。どうしても現実、普通の体制ではこなし切れない予算が来ていると思います。来年ここに繰越明許費と、さらに基金がこれだけ、1,118億円ですか、積み上がったわけですし、これらを執行していくことがまさにスピード感のある対応ということになるのだと思うのですけれども、そのためには相当な対応策を考えないと、この数字を見たときには、現実的には予算のほうに負けてしまって実行できないのではないかとというのが先行します。特に平時で3,000億円ぐらいが、中の人件費等々を含めた業務の執行体制だと思うのですけれども、このバランスが新年度予算になると、7割ぐらいが投資的経費に回ったようで、そこに基金と繰越明許費を加えたら大変なことになると。そういうところに対して、これからの対応はどうかされるのでしょうか、その辺を聞いておきたいと思っております。

○加藤総務部長 予算執行には必要な人員が伴うということで、大変な状況ということは認識しております。マンパワーの確保につきましては、本会議等でも議論をいただいておりますが、不要不急な業務は廃して、復旧、復興のほうにシフトをするということが基本としてございまして、また他の都道府県から派遣の応援を百数十人規模でいただくような対応、また新たに任期付職員の採用という形で、マンパワーの充足というか、その努力を進めております。これに加えて、外部の協力なども含めて、まず人員体制を拡充するというのもございまして、また執行の仕方についても、それぞれの部局における作業、またこの後説明の機会もいただきますが、入札とか執行の方式につきましても簡素効率化というか、迅速のための改善、そういうことを積み上げて、なるべく人数もふやまして、やり方も工夫するという形で、執行のスピードを上げていく。そういう中で、非常に膨大な業務、事業になるわけですが、何とかこなせるように努めていきたいと思っております。

また、これにつきましては、執行状況等も踏まえまして、いろんな状況が出てくると思っております。私どももさまざま取り組みは進めておりますが、これで十分かどうかということ

もございますので、そこは執行の状況を適時きちんと把握しつつ、さらに必要な施策はないか、やり方の工夫、改善が進められないかということを見たいと思っております。

○**佐々木大和委員** 本当に大変な環境になったのだと思います。普通にあって、予算が倍になったから倍の執行をすればいいのかと。しかし中身からいくと4倍ぐらいにはなっていますね。そういう形で、土木関係とか、農林関係、公共工事を発注する側の準備は、本当に大変なことになっている。最近見ていると、みんな顔色が悪いのです。それだけみんな無理しているのだろうと思うし、ぜひそういうことを配慮しながら執行していただきたいと思います。

災害復旧と、さらにここが特別膨らんでいく形になるのですが、間違いなく現場からは、スタートのときからずっと、スピード感のある対応をしてもらいたいと言われてきていて、現実にはそうなのですけれども、今まで県ももう既に1,000人以上減らしている環境の中でこの災害ですから、本当に執行部は大変だと思うけれども、新しい副知事さんもその辺をしっかりと対応してもらいたいと、そのことをお願いしておきたいと思っております。

○**及川あつし委員** 済みません、先ほどやればよかったのですが、まだ総務委員会にふなれなものですから。警察と交通課長に伺います。1点だけです。5月26日、5月27日、東北六魂祭が盛岡で行われることになりました。DCの中の目玉の一つだと思います。既に県では観光課が関係して、いろいろ進めていると聞いておりますけれども、どこで開催するのかがまだ公表されておられません。それについては、警察と盛岡市のほうで協議がなされていて、いろいろ課題があるやに伺っているわけですが、協議の状況がどうなっているのか、お知らせいただければと思います。

あとは、去年仙台で大変な問題が起きて、途中で中止になった経過もあるわけですけれども、公共交通機関の使い方など、もっといろいろ複合的に検討しなければいけない事項もあるようでございますが、この件については本県の交通課もかかわっているかどうか、その点だけ伺いたいと思っております。

○**森本警務部長** 東北六魂祭の状況ということではありますが、現在市役所と県警の担当部局で詰めているところであります。私も今の協議の詳細というのは承知しておりませんが、委員おっしゃるとおり、昨年仙台であったと――一部人出が多くて非常に問題が出たということは聞いておりますので、当然今回そういった問題が生じないよう、うまく開催できるようにということで、協議を進めているところであると承知しております。

○**野中交通課長** 来年度の東北六魂祭の開催に係る公共交通のあり方ということだと思いますが、現時点では具体的お話はいただいておりますけれども、主催者であります盛岡商工会議所であるとか、盛岡市から、今後しっかりと情報収集しながら、必要な対応が出てくれば対応してまいりたいと思っております。

○**及川あつし委員** 突然の質問で恐縮だったわけではありますが、警務部長も詳細はまだお聞きになっていないということのようですが、これは結構意外と大問題でありまして、も

う今3月に入りました。実施が5月26日、27日ですから、エージェントなどはホテルを押しえたり、誘客のためにいろいろな仕掛けをしなければいけないらしいのですけれども、肝心かなめの場所が決まっていない。中央通で、さんさ踊りのときよりも距離を長くしてやったほうが一番いいと私も思うのです。そうすると、そのあとの飲食店街の誘客効果などもいろいろあるようなのですが、仄聞するところによれば、盛南開発地域の本宮のほうでやったほうが道路が広いからいいのではないかとか、いろんなところでせっかく決まったのだけれども進んでいないという状況もあるようでございます。もちろん交通対策、安全確保、これも大事でありますのでそちらも進めながらも、もうそろそろ時期的にかなりデッドラインに来ていると思いますので、岩手県警察本部としても大局的な御判断をお願いしたいという趣旨でありますので、所感があれば伺って終わります。

○**森本警務部長** 県警が主催するというわけではありませんので、最終的にどこでやるかというのは県警が決めるわけではございませんけれども、当然主催者側に対しまして、昨年の仙台の問題等も踏まえて、そういう問題がないようにやっていこうということで協議を進めているところでございます。承知していないと言いましたのは、協議の具体的な詳細について私も承知していないということでもありますけれども、そこは問題のないような形で進めていくということで現在協議中でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**五日市王委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第73号平成23年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第73号平成23年度岩手県公債管理特別会計補正予算

(第1号)について御説明申し上げます。

議案(その3)の53ページをお開き願います。平成23年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,690万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,973億5,112万8,000円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の303ページをお開き願います。まず、歳入であります、1款財産収入、1項財産運用収入は、県債元利金の利子の減でございまして、補正額は596万4,000円の減額でございます。

304ページにまいりまして、2款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計の公債費に係る繰入金の増額であり、補正額は1億5,286万5,000円の増額でございます。

次に、歳出であります、305ページをごらん願います。1款公債費の補正の主なものは、県債償還元金の増及び利子の減などであり、補正額の合計は1億4,690万1,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**及川あつし委員** 確認です。これによってプライマリーバランスはどうなるのでしょうか。

○**八重樫予算調製課総括課長** 平成23年度の最終的なプライマリーバランスは、14億3,400万円の赤字でございまして、22年度末の残高に比べまして23年度末の返済残高が14億3,400万円増加するという内容でございます。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第74号平成23年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**浅沼出納指導監兼管理課長** 議案第74号平成23年度岩手県証紙収入整理特別会計補正

予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案（その3）の56ページをお開き願います。平成23年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正予算額は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,399万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億2,085万8,000円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております予算に関する説明書より御説明申し上げますので、308ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、1款証紙収入、1項証紙収入は、1目県税の増額、2目使用料及び手数料の減額を合わせまして848万円余を減額しようとするものであります。

次に、309ページの2款繰越金、1項繰越金は2,248万円余を増額しようとするものであり、これは前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、歳出であります。310ページをお開き願います。1款繰出金、1項一般会計繰出金であります。これは県税、使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出しするものであり、今年度の見込みも合わせて、1目県税の増額、2目使用料及び手数料の減額を合わせまして1,399万円余を増額しようとするものであります。

以上で平成23年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第83号公共施設等整備基金条例を廃止する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第83号公共施設等整備基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

議案（その4）の1ページをお開き願います。この説明につきましては、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

この基金は、県が行う公共施設、その他の施設の整備に要する経費の財源に充てるため、昭和63年に設置したものであります。今後基金を活用した大型の投資案件が見込まれないこと、昨年度の包括外部監査において存否検討に関する報告を受けたことなどを踏まえ、

基金を廃止しようとするものであります。

なお、38億円余の基金残高については、2月補正予算において全額を一般会計に繰り入れ、公共事業などの一般財源に充当した上で、これにより生じた一般財源相当額を過去の大型投資の財源として発行した県債の償還に充てるため、県債管理基金に積み立てることとしております。

最後に、施行期日についてであります。平成24年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 昭和63年に条例が制定されたということで、過去に大型の投資をしたというのは主にどういうものがあつたのか、それをお伺いします。

○八重樫予算調製課総括課長 これまで公共施設等整備基金を活用して整備を行った事業でございますが、県立大学の施設整備は、平成9年度当初420億円で行いました。あるいは平成11年度に行つた県立美術館の整備。それと13年度、14年度においては、子どもの森、盛岡東警察署等もこの基金を活用して整備を行いました。平成15年度の、盛岡駅西口の図書館等の施設——アイーナ等についても、この基金を活用して整備を行つてきたものでございます。

○高橋元委員 大型という予算の範囲は、どのあたりからになりますか。

○八重樫予算調製課総括課長 大規模事業の定義といひますか、本県におきましてはこの基金を活用する基準としては、事業費ベースで10億円以上を大規模なものということで活用を図つてきたものでございます。

○高橋元委員 先ほど伊藤委員からもお話がありましたが、例えば宮古の警察署を移転するという場合には、それ相当の金額もかかるのかなど、そんな思いをしておるのですが、それは災害復旧でやれるのか、県担当部でやらなければならないのか、その辺もこれからあるのでしょうかけれども、このいわて県民計画の中で、大型の予算は使う見込みがないという予測なのか、その辺を確認します。

○八重樫予算調製課総括課長 今委員からお話のありました、今後の大型投資案件について、現時点では見込まれないということでありまして、大震災津波からの復旧、復興のための大型投資案件、これらにつきましては、国の支援、震災復興特別交付税などが見込まれるものであり、今後県債の償還が増大しますので、復旧、復興の足かせにならぬように、後年度の財政運用に備えて、今回公共施設等整備基金を廃止するという考え方でございます。

○及川あつし委員 今の説明であらかたわかつたのですが、県営運動公園内に整備予定のいわゆるドーム型施設、これはまさに大型投資案件になるのではないかと思います。24年度も予算づけは見送られて、これからどうなるのか、私は盛岡ですので特に注視しているわけですが、今後また起債を起こして、それなりのウエートで事業資金を確保するよりは、

今 38 億円という説明もありましたけれども、当基金にある分の活用も検討されるべきかと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○八重樫予算調製課総括課長 ただいまお話のありました屋内ドーム等、先ほど 10 億円以上の事業を大規模事業ということで御説明しましたが、大規模事業の今後の整備計画につきましては、毎年度ローリングをしながら、規模あるいは何年度に整備するかということで、予算的な検討を行っているところでございます。それらの整備事業は、各年度数十億円が予定されておりますけれども、基本的に施設整備でございますので、施設の耐用年数等にも応じて県債を充てて整備するというのが基本でありまして、今回公共施設整備等基金を廃止して県債管理基金に積むということは、過去の投資案件の償還財源にそれらの一般財源を充てまして、それによって生み出されたもので、逆に将来の、また先ほどは震災対応というお話をしましたが、それらも含めまして一般財源の将来部分の活用を行いたいということでございまして、現在見込まれている大規模事業の案件は見込んだ上での今回の廃止という内容でございます。

○及川あつし委員 説明はわかりましたが、いずれ今の説明でいくとすれば、償還財源に充てるということなので、過去におけるまだ調達コストが高かった分について、38 億円余は処分できるという理解でよろしいですか。そこだけ確認します。

○八重樫予算調製課総括課長 今委員御指摘のとおりでございまして、先ほど申し上げたような過去の投資案件で償還が残っているものもございまして、それらに充てながら、生み出した一般財源を復旧、復興を含めた将来の財源に充てていきたいという考え方でございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 84 号自治振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江市町村課総括課長 議案第 84 号自治振興基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 2 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお

配りしております自治振興基金条例の一部を改正する条例案の概要により御説明申し上げます。

1の改正の趣旨であります。自治振興基金につきましては、昭和46年の制度創設以来、公共施設の整備や過疎地域等の振興、市町村の行財政基盤の強化を図るための一般事業のほか、広域行政推進事業などの特定課題の解決のための特別枠を設け、市町村等に対して一定の単独資金の貸し付けを行ってきたところでございます。今般東日本大震災津波からの復旧及び復興を図るための事業として、新たに東日本大震災津波復旧復興事業を特別枠として創設し、貸付金額の限度額及び貸付利率の特例を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

次に、2の条例案の内容でございますが、点線箱内でございますとおり、対象事業は公共施設等の復旧復興事業等、対象市町村は特定した地方公共団体の市町村としております。また、具体的な貸付条件につきましては、表の太枠でございますとおり、貸付限度額を設けず、貸付利率は無利子とするとともに、当該事業の創設に伴い、貸付期間を現行の15年以内から20年以内に延長するものであります。

最後に、3の施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行するとともに、貸付期間の延長等に伴う所要の経過措置を講ずるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋元委員** 条例を改正して特別枠を設けるという説明でございました。条例を改正するからにはそれなりの需要があるのではないかと思うのですが、市町村からそういう要望があるのでしょうか。

○**堀江市町村課総括課長** 昨年の段階で、内部でいろいろ検討していく中で、被災市町村等にこういったスキームについての御相談をしたところ、幾つかの市町村から使いたいというお話はございました。ただ、現在は、国の3次補正等に伴う復興交付金事業、あるいは災害復旧事業等が動いておりまして、こういったものを基本的に使っていただいで、できるだけ市町村の負担がない形でやっていただく。その中で、さらにすき間を埋めるような、あるいはセーフティーネット的な形でこういった基金を活用していただければと思っておりますので、もし条例案をお認めいただけるのであれば、直ちに被災市町村等に改めて照会を行いたいと考えているところでございます。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。



お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第96号東日本大震災復興交付金基金条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**森計画課長兼評価課長** 議案第96号東日本大震災復興交付金基金条例について御説明いたします。

議案（その4）の17ページをお開き願います。説明は、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

まず、第1の制定の趣旨でございますが、この基金は、東日本大震災津波からの復興に向け行う復興交付金事業の実施に要する経費、これに充てるために設置しようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容についてでございますが、第1条において設置を定めるとともに、第2条において積立額は一般会計歳入歳出予算で定めることを規定しております。復興交付金につきましては、被災市町村及び県から国に提出いたしました復興交付金事業計画に基づきまして、国から交付可能額が示され、交付される仕組みとなっております。当初の積立額は、本年1月末に国に提出いたしました計画の事業費のうちの平成23、24年度実施分に係るもの、このうちで国からの交付金のうち、さらに県の事業分と県を通じて市町村に交付される市町村事業分、合わせて350億円を予定してございます。

第3条から第6条までは、基金の管理に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

次に、第3の施行期日についてでございますが、この条例は公布の日から施行し、復興交付金基金制度は、平成27年度末をもって終わるということにされておりますので、整理期間、半年間をとりまして、平成28年9月30日をもって終わることを計画しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**及川あつし委員** 基金条例の期限を平成28年9月30日までとする理由、今、森課長のほうから御説明ありましたが、基本的に県の分については平成23、24年度の計画分だということであります。復興については、平成23、24年度だけの事業では到底終わらないと見込まれますし、この条例の期限までも間に合わないのだろうなと思っております。そうなると、この次の段階については新たにまたその時点で計画していかなければいけないと思うのですが、この期限以降の見込みについてまず1点伺いたい。

あと、もう一つは、これまでもずっと基金事業をやってきて、根本的な問題があると思われるのは、いろんな行財政運営の理由から、あらかじめ条例の有効期限を区切っている

のですけれども、事実上、これはこの年度には終わらないと見込まれていても、実際の事業の実行ベースでいうと、どうしてもその期限に合わせて工事なり事業をやらなければいけないと。一生懸命そこまでさかのぼっていくのですけれども、この基金の期限が切れるのは大体3月31日で、その基金の延長の見込みが出てくるのが1月とか2月なので、どの基金事業も、現場がいつも混乱しているのです。これは足の長い基金なのですが、基金のそういう根本的な問題も踏まえて運用していかないと、必ず期限のあたりに問題になると。きょうは申し上げませんが、実は今年度もいっぱいあって、この基金事業も弾力性があるようで、実は逆の面も散見されますので、そこら辺を改善しなければいけないと思うのですが、その点についてはどうお考えですか。

**○森計画課長兼評価課長** まず、条例の期限についてでございますが、基金については実は国の要綱に基づいて設置される基金でございます、復興交付金制度が平成27年度末をもって終わることになっております。その後の地方自治体のこういう復興事業に係る経費の支援策については、国のほうで別途検討を進めるということにされておりますので、その動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

あと、毎年度の繰り越しの件についてでございますが、この復興交付金制度についてはほかの基金とちょっと違っていて、国土交通省の事業で認められた分と実施した分で過不足が出てくると思いますが、その過不足については翌年度以降に繰り越して、各自治体の裁量でできるという形になっております。その精算は、基金制度が終わります27年度末をもって行って、国のほうにお返しするという形になっておりますので、そういうメリットも生かして進めてまいりたいと考えております。

**○五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

**○伊藤勢至委員** ちょっと確認ですけれども、復興交付金が国から流れてきて、県が積んでおくと。そして、各市町村からこういうことをやりたいのだというメニューなりが出てきて、それを見てそれぞれ交付をしていく、こういうことですか。確認です。

**○森計画課長兼評価課長** この交付金の制度でございますが、各市町村が実施する分については各市町村のほうで計画していただきます。それに県が実施する分、道路とかさまざまなものがございますが、これを加えまして、例えば一つの市町村と県とで共同計画として国に提出するという形になってございます。ただ、実際の交付に当たっては、間接補助の形式をとるものがございます、お金のほうは県を経由して市町村に回るということはございますけれども、計画自体は県、市町村それぞれやって、それを合わせるという形になってございます。

**○伊藤勢至委員** 被災をしたのは12市町村なのですよね。何年か前に、競馬に330億円融資をしなければならないという提案がありまして、そのとき私議長でしたが、35市町村のほとんどの首長さん、議長さんから、馬に330億円やるのなら、我々に10億円ずつもらいたいという要望をいただきました。したがって、ざっくりした話ですが、国から来た350億円を、まず3分の2を被災した市町村にそのまま渡すと、そして残った3分の1は、決

して沿岸だけではなく、奥州でも倒壊をした建物等もあります。あるいは、県北は相変わらず県民所得はずっと最低のままですから、3分の1はそういうところに分けて、さあ、どうぞお使いくださいと、そっちのほうがいいのではないですか。どうでしょうか。

○**森計画課長兼評価課長** 説明が不足しておりまして大変申しわけございません。平成23年度、24年度の事業分として国から交付される額、これは県、市町村合わせますと、812億円ほどになります。そのまま全部認められればでございます。そのうち、県の事業費が273億円、県を通じて市町村のほうに間接補助されるものが77億円、そのほかに直接国のほうから市町村に行く分がございます。これが462億円ほどございます。すべて認められますと、こういう形で交付されるということになってございます。

○**伊藤勢至委員** 金はいっぱい来るようだ。仕事もいっぱいありそうだ。だけれども、その仕事を減らすために、選別とか何かしないで、一山何ぼで分けたほうが早いのではないですかという話でございます。乱暴な話でしょうが。千葉部長に聞きましょうか、分け方の話。

○**千葉政策地域部長事務取扱** 私が承知している話といたしましては、それぞれ個々の具体的な事業計画を国に出しまして、その事業計画の事業ごとに判断されて交付されると承知しているところでございます。

○**伊藤勢至委員** どうもまだ皆さんかたいですね。こういうときはどさくさに紛れてというやり方は私はいいのだと思いますよ。せつかくがばつともらってきたのを精査して1円までみんなでやり合っていくという、そういう時間をなくしましょう。一回どつと分けて、東南西北から4択で分けるわけではないので、下で仕事をこなす市町村の職員も真面目にやっていますから、あなた方が苦労しないで、例えば350億円の3分の2は沿岸市町村、3分の1は盛岡も含めてと言っていますが、盛岡もいろいろあるのでこれから盛岡もかてましょう、県南から県北から、みんなにお金を分けたほうが一番簡単ではないですかという話なのですが。私が副知事ならそうやるが、どうでしょうか。

○**平井理事兼副局長** まず私から答弁します。各市町村の発議を含めて、復興に必要な案件については前向きに認めてほしいということで、国とずっとやりとりをしてまいりました。5省40事業というメニューはあらかじめあるわけではございますけれども、復興に使う、被災地で使うお金ということで、これまで通常の補助事業の感覚にとらわれずに、まず私どもは発議をして、事業を上げてみたわけでございます。それでどこまで認められるか、現段階ではわからないわけでございますけれども、いずれそういうことで、市町村の復興に必要であるという発議を重要視しているということは御理解いただければと思います。

○**千葉政策地域部長事務取扱** いずれ市町村から出ております計画等につきましては、それぞれ重要な計画と思っておりますので、できるだけ確実にちょうだいするように私どもも努めてまいりたいと思っております。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 98 号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**永田税務課総括課長** 議案第 98 号岩手県県税条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案（その 4）の 19 ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

要綱第 1、改正の趣旨であります。平成 23 年度税制改正に係る地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税に関する退職所得の分離課税に係る特例措置を廃止し、及び県たばこ税の税率を引き下げ、並びに東日本大震災により損害を受けた法人の県民税の均等割の免除につきまして定めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、第 2、条例案の内容であります。県税の種類別に記載しておりますので、順次説明いたします。まず、1 の総則関係であります。行政手続条例の適用であります。県税に関する条例または規則の規定による不利益処分等につきまして、行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととするものであります。

次に、2 の個人県民税関係であります。退職所得の分離課税に係る所得割の 10% 税額控除を廃止するものであります。10% 税額控除は、昭和 42 年に退職所得に係る県民税が減免課税に変更され、従来よりも 1 年早く課税されること等を理由に、当時の金利水準を踏まえ、当分の間の措置として導入されたものであります。導入から 40 年以上も経過していること、近年の金利情勢等を踏まえ、制度を存続させる理由が乏しいことから廃止とするものであります。

次に、3 の法人県民税関係であります。東日本大震災津波により甚大な被害を受けた法人の支援を行い、早期の事業再開及び事業の継続を促し、地域の活性化及び雇用の確保につなげるため、平成 23 年 3 月 11 日において、県内の主たる事務所等が津波により甚大な被害を受けた区域内にある場合、または県内の主たる事務所等が東日本大震災により半壊以上の損害を受けた場合には、その均等割を免除するものであります。

次に、4 の県たばこ税関係であります。平成 23 年度税制改正による法人税の税率の引

き下げ及び課税ベースの拡大措置に伴う県と市町村の増減収を調整するため、県たばこ税の税率を平成 25 年 4 月 1 日以後に売り渡し等が行われた製造たばこから 1,000 本につき 644 円、旧 3 級品の紙巻たばこにあつては 1,000 本につき 305 円、それぞれ引き下げたものであります。

次に、5 のその他であります、今般の条例改正等に伴う条ずれ等の所要の整備をするものであります。

次に、6 の施行期日等あります、要綱第 2 の 1 及び 2 につきましては平成 25 年 1 月 1 日、第 2 の 4 につきましては平成 25 年 4 月 1 日、その 4 につきましては公布の日から施行するものであります。

次に、2 の所要の経過措置等あります、要綱第 2 の 1 の行政手続条例の適用につきまして、平成 25 年 1 月 1 日以後にする県税に関する条例、または規則の規定による不利益処分等につきまして適用するものであります。

要綱第 2 の 2 の退職所得に係る 10% 税額控除の廃止につきまして、平成 24 年 12 月 31 日以前に支払うべき退職手当等に係る所得割につきましては、10% 税額控除を適用するものであります。

要綱第 2 の 3 の東日本大震災に係る法人の均等割の免除につきまして、免除を受ける場合の免除申請書の提出期限の計画書を定めるものであります。

要綱第 2 の 4 の県たばこ税の税率の引き下げにつきまして、平成 25 年 4 月 1 日前に課した、または課すべきであった県たばこ税につきましては、改正前の税率とするものであります。

また、要綱第 2 の 3 の法人の均等割の免除を受ける場合につきましては、いわての森林づくり県民税条例を適用しないこととするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 107 号当せん金付証券の発売に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫予算調製課総括課長** 議案第 107 号当せん金付証券の発売に関する議決の変更に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 6）の 1 ページをお開き願います。これは、現在発売中の東日本大震災復興支援グリーンジャンボ宝くじを増刷発売するため、平成 23 年 10 月 21 日に議会の議決を経た当せん金付証券の発売に関する総額を 252 億円から 337 億円に変更することについて、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の増刷は、全国で総額 870 億円を発売する内容で、総務大臣に対し発売申請を行おうとするものであります。

また、増刷分を含めて全額 1,530 億円が完売した場合の全国での収益額は約 631 億円程度、このうち本県の収益額は約 58 億円程度と見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

冒頭にも御説明したとおり、この後総務部から入札制度の見直し等について発言を許すことといたします。

なお、東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の取り扱いについては、去る 1 月 11 日の閉会中の当委員会において調査を行った後、議会運営委員会において、大規模災害復旧事業の早期かつ円滑な実施を第一に、執行部において入札、契約事務の見直しの検討を進めていく一方で、議会としては会期中における議案審査及び採決日等の柔軟な設定に加え、臨時議会を開催する必要がある場合には、その持ち方も含め、今後大規模工事の発注予定が具体化していく中で、適切に対応していくこととされたものであることを念のため申し上げます。

それでは、この際、総務部から入札制度の見直し等について発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋入札課長** それでは、3 月以降に実施する入札制度の見直し等につきまして、お手

元に配付しております資料により御説明申し上げます。

今回の見直しは、低入札対策の制度改正と東日本大震災津波に伴う入札業務の特例の設定、この2件の内容となっております。

まず1ページ、低入札対策の制度改正ですが、主な改正項目は3点ございます。第1に、災害時の緊急対応等を担う建設業が健全な経営体質を維持できるよう、落札水準の引き上げのため、調査基準価格等を引き上げるものでございます。3ページ概念図をごらんいただきたいと思っております。真ん中の丸数字は、入札者とその入札額の水準を示したものでございます。今回は、この図の左上、調査基準価格の算定式と、右側の失格基準その2、数値的判断基準の一般管理費の係数及び基準を引き上げするものです。なお、自動失格となる失格基準価格は、調査基準価格に連動して上昇するようなシステムになっております。平均落札率は、昨年度の82%台から今年度86%台まで上昇してきましたが、この改正により90%前後になるものと見込んでおります。

第2に、図の右下の失格基準その3、詳細調査について、他の失格基準引き上げで極端な低入札を排除できること。この調査が約1カ月を要し、発注側、受注側双方に負担が大きいことから、調査対象とする基準額を引き上げてその件数を絞り込むとともに、調査内容についても若干見直しを行うものであります。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。次に、(3)、第3に、WTO対象工事、これはこの4月からは予定価格19億4,000万円以上のものが対象になります。WTO対象工事の低入札対策強化のため、新たな入札方式を導入いたします。大震災の復旧ではWTO対象工事も相当数が見込まれており、制度上、自動失格となる基準はこれに適用できないこととなっております。そこで、国土交通省等が実施していて、低入札排除に高い効果を示している入札方式を新たに導入しようとするものです。これら低入札対策に関する改正は、一部を除き、本日3月1日に公告する工事から適用することとしております。

続きまして、2ページ、東日本大震災津波に伴う入札業務の特例ですが、二つの課題への対策として特例を設けることといたしました。第1に、入札参加者の減少や入札不調などの課題に対応するための特例です。その主な内容は、①として、県内業者の入札参加をふやし、その力を最大限活用するために、入札参加条件を緩和すること。②として、工事量が非常にふえてきました際の入札参加者確保のため、内陸を加えた地域要件を設定すること。③として、技術者の不足対策のため、現場代理人の常駐義務を現在設けている特例より一層緩和することとございます。

第2に、急増する入札業務、これを迅速に処理しなければならないという課題に対応するための特例でございます。①、②に記載の事項は、入札準備の手続を簡略化すること。③は低入札詳細調査の対象をWTO対象工事に限定することなどの特例を設けて、この迅速化に対応してまいります。

4ページをごらんいただきたいと思っております。議会案件となります5億円以上の大規模工事の契約義務について、1月の委員会で御説明した資料の抜粋でございます。ただいま説

明しました迅速化のための特例は入札手続期間を短縮する具体的方策として、その4ページの右側、点線枠にお示ししました内容でございます。この特例の実施により、5億円以上の工事の場合ですと、約40日間、従来の入札手続より期間を短縮できると考えております。これらの特例につきましては、内容により本日3月1日または4月1日から適用することとしております。

なお、入札不調等への対応につきましては、今後の入札執行状況や国が示す対応策も見ながら、追加の対策も今後検討してまいりたいと思っております。

以上で入札制度の見直し等について説明を終わります。

○**五日市王委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**伊藤勢至委員** 今後の復興のための工事が相当量ふえるということから、業界からあわせての要望がいろいろあったと思います。そういう中で、ここ十数年来、労務費がずっと下落傾向にございました。これは国の動向がそうだから、あるいは全体に建設産業の量が減ったからというのがあるのかもしれませんが、そういう中で、今回のように諸経費を前年度以上にパーセントを見直しましたと、それはそれで結構なのですが、ずっと十数年来下がってきた労務費をそのままにしておいて、諸経費だけ20%アップですよ。そういう話をされても、実質は上がっていないに近い状況になります。

したがって、例えば建築あるいは土木でいいますと型枠工でありますとか、鉄筋工でありますとか、そういう人たちの労務費を上げてもらわないと全体の数値も上がらない。そして、県内では、仕事量がふえたのに対して、その単価では職人を集められない。そういうことが現実には起きそうな気配でございます。したがって、数値の見直しの中に、第1番目に労務費の見直しというのが入っているものと理解をしたいのでありますが、その点についてはどのようになっているのかお伺いします。

○**高橋入札課長** 労務費の見直しにつきましては、今回お示ししております特例とは別途、設計上の配慮と申しますか、設計上の対応といたしまして対応することとしております。先月2月20日の時点で、まず1回目の労務費単価の見直しということが公表されて、既に実施されております。今後につきましても、国土交通省におきましては、例年、年に1回の見直しであったものを四半期単位で、実際調査をしながらそれを反映していくという通知を発出しております。そういう形で、労務費もある程度実勢に応じた対応ができるのではないかと考えております。

○**伊藤勢至委員** 建設産業に対する仕事のありよう、基本的な考え方につきましては、当然地産地消と言いまして、県内産業界に県内の仕事をこなしてもらって、そしてさらに利益を出していただいて県税を払ってもらって、そしてさらに利益を出していただいて県税を払ってもらう。そして、県税でまた仕事を出していく。これが本来の正しい循環であろうと思います。したがって、建設業も県民でございますから、そういう大きなサイクルを忘れないような仕事の出し方を徹底していただきたい、このように思うわけですが、それについてのお考えを伺って終わります。

○**高橋入札課長** 委員の御指摘はごもっともでございます。そういった考え方で本県の



入札及び発注に対する受注者への呼びかけもしております。まず、発注につきましては、基本的には県内でできる仕事は県内の業者にお願いする。それを条件とする入札を行う。そして、受注した業者、請負者に対しましては、これは強制できないのでありますけれども、県内での資材等の調達、原材料の調達に努めるようにという要請を契約書の付記として記載して求めております。この趣旨については、今後も引き続き事業部局等を通じて実施してまいりたいと考えております。

○五日市王委員長 ほかに関連はありますか。

○久保孝喜委員 ただいま伊藤委員からのお話にあった、行政の側からの入札の問題、あるいは契約の問題を含めて、公契約にかかわる、その事業で働く労働条件を一定程度底上げしていこうという動きは今全国の自治体でもあるわけですし、この際お聞きしたいのですが、私も特別委員会で1回お話をしたことがあるのですが、公契約条例などという検討は、現下の経済状況の中では、伊藤委員御指摘のとおり、大変重要な問題だと思っております。ただ復興事業に総がかりでかからなければならないこの時期にやるのかどうかという議論はまた別の問題としてあると思っておりますが、いずれにしても地域経済の底上げを考えていく上では、公契約にかかわって一定程度の労働条件などの水準を求めていくというやり方は、これは非常に大きな意味を持つものだと思っております。その辺の検討をする意思の問題、あるいは研究会など含めてもう既に始まっているということであればなおさら結構なのですが、その辺の考え方についてお示しをいただきたいと思っております。

○加藤総務部長 公契約条例についてのお尋ねでございますが、行政がかかわる契約で、それに基づいて事業者が労働者と適正な条件で雇用契約を結んでいただく。これはあるべき姿だろうと思っておりますし、行政が発注する契約においてもそうあってほしい、適正な契約が結ばれるべきであるということはそのとおり考えております。ただ、事業者と労働者との関係におきましても、そこは民事といいますか、当事者間におきまして決まってくるというのが原則でございますので、そこに行政側としてどこまで直接的にかかわるかという問題だと思っております。趣旨としては当然そうなるように、あるいは入札制度等をきちんと反映させるというか、コストが反映されていく、その中で適正に受注されていくように、なるべくそういう形のものをつくり上げていくというのが原則的な立場でございます。

翻って、さらに公契約条例という形で規制するかどうかということでございますが、今申し上げました基本的な立場もでございますので、直ちに条例という形で規制するかどうかということにつきましては、今まだそういう判断には立っておりません。現下の雇用環境、建設工事等の現場で、あるいは行政からのいろんな委託事業にかかわって現場で働く方々の労働条件に関しまして、さまざまな議論があることも承知しておりますし、またそれに対する対応として公契約条例の試みといいたいまいしょうか、そういう試みが全国に出てきているということは承知しております。その効果なり、行政側が直ちにそこまでコミットするのがいいのかどうかということもございまして、これにつきましてはアンテナを

高くして、いろいろ先進例等を研究させていただきたいと思います。その上でどうするかということにつきましては、慎重に検討したいと思っております。

○久保孝喜委員 御丁寧な御答弁をいただきましたけれども、現実には民の中の契約行為まで含めて、行政側の条例によって拘束できるのかどうかというそもそも論の問題は依然としてあるのですが、しかし現実これを行っている自治体などでは、いわゆるダンピング行為の一定の歯どめになるとか、あるいは地域経済の還元が図られているといった検証結果もございますし、何より心強いのは、政権政党が、野党時代はこの問題を非常に大きく取り上げていたということもございます。この動きをこれから先、全国の自治体の中から発信していく、国にもそういうことを求めていくという姿勢が何より必要なのだと思っておりますので、今の部長さんの御答弁もでございますので、ぜひ内部に研究グループなり、研究を始める、そういうことを望んでおきたいと思っておりますが、何かコメントがあればお聞きして終わります。

○加藤総務部長 先ほど答弁申し上げましたが、今の御指摘がございました。幅広に研究、検討をしたいと思っております。いろんな情勢なり、意欲を見据えて、しかも今ある意味本県はそういう事業がいろいろ重なっているという状況もございますので、それに対する影響等も含めて、しっかりと考えていきたいと思っております。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

○及川あつし委員 入札制度の見直しについて伺いたいと思っております。今説明をいただいた内容は、にわかには完全に理解できない状況でございますので、改めて勉強してみたいのですが、何点か疑問に思うところをお伺いしたいと思います。

まず、低入札の対策として、低入札価格調査制度というのをずっとやってきておまして、たびたび、そもそも低入札価格調査制度をやめたほうがいいのかという議論があったと記憶していますし、私も低入札価格調査制度について、もうこんなことは要らないのではないかという声をよく聞きます。そこでお尋ねしたいのは、今回改善されることになったということですが、そもそも低入札価格調査制度について、なぜ今後も維持しようとしているのか、その基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。なお、他県の状況もわかれば教えてください。

二つ目でありますが、改正案の（２）の対象の見直しのところについてですが、対象金額の引き上げにあわせて、工事所管課と入札担当による二段階調査を一本化するとありますが、これは工事所管課に一本化されるのか、入札担当に一本化されるのか、または両方で一本化するのか、どういう形で一本化するのかお示しをいただきたいと思います。

３点目、適用時期については、きょうから一部適用しているようではありますが、この内容等については、これまで対外的に説明をしてきた経緯があるのか、その点について確認のため伺います。１回目はそこまで。

○高橋入札課長 まず、第１点目、低入札価格調査制度を維持する考え方でございますけれども、確かに委員御指摘のとおり、最低制限価格制度等を採用している自治体もござい

ます。今すぐ出てまいりませんが、本県で低入札価格調査制度を採用している理由は二つございます。一つは、最低制限価格制度は、最近入札制度の中でウェートがふえてまいりました総合評価制度には適用できないという国の指導といたしますか、総合評価というのは価格と技術力を総合的に評価する形なので、それを最低制限価格という形で一律に切るのはなじまないということで、これは両立しないと解釈されております。そこで、さまざまな入札制度の中でやっていくには、最低制限価格には、適用できる範囲が限られてしまうというデメリットが一つございます。

もう一つ、最低制限価格制度の場合は、設計額からその価格を算定するのが通常でございます。したがって、本県は予定価格を事前公表していることもございまして、当然入札がある一定レベルのところ集中するおそれがあるということがございまして、であれば、調査制度という名称ではございますけれども、その中で自動失格にする失格基準価格を持つ現在の制度のほうが幅広く適用できるし、低入札の排除効果も同様に発揮できるということから、現在の方式をとっているものでございます。——他県の状況は、資料が見つかりましたら御答弁申し上げます。

二段階調査を一本化するスタイルですけれども、工事担当課と入札担当のほうが共同で一度の調査に当たるというスタイルに変更するものでございます。

今回の見直しについての対外的なPR、周知でございますけれども、まず最初に1月の段階で、業界団体に見直しについて意見を求めるという形で改正内容をお示ししております。その後、公開の場での議論もございましたし、今回改正結果については通知していること。これは文書での通知のほかに、電子入札システムという、電子入札する場合必ず、私どもが管理しているホームページがございまして、その中に掲載しているほか、特に低入札につきましては、下手をすると失格するという、業者にとっては非常に大きな問題でございますので、今回の改正内容についての説明要旨を入札公告とセットで、電子入札システムに掲載して周知を図っております。

○及川あつし委員 わかりました。周知については、また制度改正でいろいろ混乱が出ないようにぜひお願いをしたいと思います。事前公表については、やめている自治体も多々あると思うのですが、やめる考えはないのですか。

○高橋入札課長 事前公表につきましては、確かにメリット、デメリットさまざま言われております。本県におきましては、その導入の経緯から透明性のほうを重視して、当面これを継続したいと考えております。

○及川あつし委員 いずれきょうは現行制度の改善ということで示されたものでありますけれども、でき得ればもう一度、本県の入札制度の根本的な考え——哲学、ここをもう一回説明する機会をぜひいただければと思うのです。というのは、もともといろんな歴史的な経緯があって、今の岩手県の入札制度になってきたのだけれども、いろいろな現状に合わせて改正、改正、改正とやってきて、また今回も改正をしたと。そういうことになると、もともとどういう趣旨で岩手県が入札制度を改善してきたのかというところが見えな

くなっていると思うのです。ですので、今回の改正に合わせて再度、本県の震災対応もありますので、入札制度の基本的な考え方について体系的にまとめたものをお示しいただければと思っております。

次にお伺いするのは、先ほど伊藤委員からもお話がありましたように、国土交通省から積算単価の見直しというものが出たと伺っておりますけれども、見直しの内容について改めてお示しをいただきたいということと、あとは今岩手県内の工事関係者からよく聞くのは、とにかく人がいないと、ではその人はどこに行っているのだということ、みんな宮城県に行っていると。秋田県の職人さんも、山形県の職人さんも、みんな宮城県に行っている。工事をやろうとしても職人さんがいなくて、みんな宮城のほうに行っている。では、何で宮城県に行っているかということ、いわゆる工賃が高いからだと言われております。その実態を入札担当課として把握しているかどうかは1点。

あとは、今お伺いした国土交通省からの積算単価の見直しで、工賃の部分が変わったことによって、今作業員の方が宮城県に偏在している現状が変わるのかどうか、この見込みについてもお示しいただきたい。

○高橋入札課長 労務費単価の見直しの内容でございますけれども、現在手元に詳細な資料がありませんので総体的な話で恐縮ですけれども、岩手県の単価につきましては平均で3.8%の上昇と記憶しております。主な内容は鉄筋工、あとは型枠工、交通誘導員等が上昇対象の業種になっていたと記憶しております。(伊藤勢至委員「資料をもらいましょう」と呼ぶ)

二つ目の御質問ですけれども、宮城に人が流れているという実態把握でございますが、そういう話は業界の方から、あるいはさまざまな場でよく聞きますけれども、データとしてそういう把握はしてございません。

今回の労務費単価の見直しでそれが変わるかということでございますけれども、これももうわさとして聞く範囲でございますが、労賃の差は5%、10%の話ではなくて、例えば本県であれば1万5,000円のところ、向こうは2万円とか、もっと高い割合という話も聞いておりますので、それで人が宮城に流れているという実態が変わるかと言われれば、何とも判断しかねる。労賃による変化というのは、期待できないかもしれないと思っております。

○及川あつし委員 今手持ちに労務単価の見直しの資料がないということでもありますので、今伊藤委員からも要望ありましたので、後刻なり、後日なり、委員長のお計らいで資料の提供をお願いしたいと思います。

今重要な答弁だと思うのですが、実態を把握したいというのは、これだけ早い流れで来ているので、事務的にできなかったと理解しますけれども、これからについてはこの実態をぜひ把握してもらいたいと思うのです。ここを把握しない限り、これから平成24年度117件以上出ると言われている、議決対象になる工事が本当に執行できるのかどうかというところにもつながっていくと思えますし、どういう調査の方法があるのかわかりません

けれども、事実上の労務単価がなぜ宮城と岩手でこんなに違っているのか。今回の見直しによってどういう影響があるのかというのは、入札が執行されて事業が計画どおり完成できるかどうかの一丁目一番地のかけだと思えるのです。今民間工事についても、本当に人がいなくて、せつかく受注しているのだけれども、工事ができないという声ばかり聞くわけですね。ということは、結果として、本県経済にも影響してくると思いますので、これは何らかの手法を使って早急に今の建設市場がどうなっているのか、宮城と岩手の比較も含めてやらなければいけないと思うわけですが、これは誰に聞いたらいいのでしょうか、総務部長、よろしくをお願いします。

○加藤総務部長 なかなか十分な実態把握ができていないわけですが、労務単価なりそういったことも含めて、いろんな実際の単価がそういう状況だと思いますので、これは建設工事全体なり、国土交通省でも調査すると言っておりますので、国土交通省とも連携し、また建設業を所管しております県土整備部とも連携して、どういう調査の仕方があるのか、あとさらに比較ということになりますと、我が県だけではなくて宮城県と、あるいはほかの被災県との連携とか、その辺をどういう形でやるのかということもございしますので、それにつきましては御指摘も踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

いろいろこれだけ巷間指摘も受けておりますので、国土交通省におきましても、先ほど課長のほうから答弁申し上げましたが、ある程度期間を区切って、これまでよりも密に調査すると言っておりますので、そのやり方なりをこちらとしてもうまく生かせないかということもありますので、その辺につきましても考えさせていただきたいと思っております。

○及川あつし委員 答弁がなかった分についても含めて、あとで委員長にお取り計らいをお願いしたいと思います。

最後になりますが、議決のあり方については、議会側の考え方でまた進んでいかなければいけないと思うのですが、執行部側の体制については、もちろんまだ人事が公表になっていませんのでつまびらかではないわけでありましてけれども、24年度以降の入札担当部局の体制についてはどのような考え方でいくのか、最後に聞かせてください。

○浅沼人事課総括課長 入札に係ります執行体制でございますが、現時点でまだ調整中ではございますが、本庁につきましては現行の体制を維持しつつも、沿岸のほうでは入札業務が急増することが予想されますことから、沿岸広域振興局——釜石、大船渡、宮古、各1名の増員を予定しておるところでございます。

○高橋入札課長 先ほどお答えしかねました最低制限価格の導入の、他県の状況でございます。全国の状況で見ますと、47都道府県のうち最低制限価格制度を導入しているのは42、約9割になります。ただし、東北の事例で申し上げますと、導入している各県はその対象工事を、例えば青森ですと5,000万円未満の工事に限るとか、山形、福島は総合評価——山形の場合は4,000万円以上すべて総合評価としていますが、それ以外に限るとか、そういった形で対象工事が限定された形での適用となっております。

それと、もう一点、先ほどの2月20日付で行われた労務単価の改定の状況ですが、業界

新聞のコピーですが、今ございましたので、後から委員の皆様にお届けいたします。

○**五日市王委員長** 今必要ですか。

○**及川あつし委員** 後でいいです。

○**五日市王委員長** では、後で。

○**及川あつし委員** わかりました。いずれ今ご答弁があったように、90%の都道府県が最低制限価格制度ということで、いろいろ個別の事情もあると思うのですが、こういう状況になったからこそ、岩手県の入札制度の根本的な考え方をもう一回きちんとまとめて、我々にも、県民にも説明をしていただきたいということを繰り返し申し上げて終わります。

○**五日市王委員長** ほかにございませんか。

○**伊藤勢至委員** 先ほど及川委員から、低入札価格調査制度、それを取りやめるべきだという声もあるとお伺いをしましたが、私は実はそれは間違っている意見ではないかと思えます。あくまでも公の仕事の場合でありまして、民間の場合は、例えばあなたがあなたのうちを頼むとき、普通の人から見積もりをとったら1,000万円、違う人は800万円、次の人は600万円、500万円で、安いほうに頼む、それはそれで民間では構わないと思えます。ただ、公のお金をもらっている場合は、適正なものをつくって県にお返しをしなければならないということがあります。

建設業法の中には、今は血圧の高い人、血圧の低い人は現場に入れないのです。目がくらんで、落下の恐れがあるから。そういうふうにはおわかりだと思いますが、健康な価格でとれる人に現場に入ってもらいたい。したがって、最低価格をやめろというのは、そういう建設業法からいっても私は合っていないと思えますので、健全な人が健全な現場に入って、もうけを出して、県に税金を払ってもらう。これでいいのですよね、高橋さん。感想があったら、ちょっと一言。

○**高橋入札課長** 発注者としましては適正な価格で、そこに入る労働者にも適正な労賃を払っていただき、そして品質のよい工事をしてもらいたいという考えでございます。

○**五日市王委員長** ほかにございませんか。

○**佐々木努委員** 震災関係で皆さんが一生懸命仕事をされている中で、こういう質問をするのは心苦しいわけですが、先日ある振興局の職員の方の対応のことで、私に住民の方からクレームがありました。私が9月に議員になってから3件目のクレームでありましたので、皆さんにもこのことはお伝えしていたほうがいいのかと思って、あえて今言わせていただきます。先日ある方が仕事を休んで振興局に行くと、その際に職員が不在で対応していただけなかったという話があって、かわりに課長さんが対応したそうですが、課長さんも対応ができずに、最後には、職員が1,000人も減らされて今大変なんですよというような話をされて帰ってきたという、そういう残念な話でありました。あと、その前は、間違ったことを指導されてきたということもありましたし、もう一件はたらい回しにされたということでもございました。そういうことで、たまたまその職員がまずかったのか、あるい

は体制が十分でないのか、その辺は私にも判断できませんが、そういうことがたびたびあるということは、県職員の信頼を失うことにもつながりかねないのではないかと思います。職員が減らされて大変な状況だとは思いますが、やはり住民のそういう要望、あるいは仕事に対応していただけるような体制をとっていただくのが本当だなと思います。その辺、職員が足りないのか、それとも職員の教育がうまくないのか、私にはわかりませんが、その辺のところ所見があれば、どなたでも構いませんので、お願いいたします。

○**浅沼人事課総括課長** 今三つのケースのお話をいただいたかと思いますが、個別の内容につきましては後日でも教えていただければと思いますが、それはそれといたしましても、体制の話と職員の対応、教育というお話をいただいたかと思いますが。体制につきましては、現下の厳しい情勢の中で、他県の応援でありますとか、任期付職員の採用等で何とか対応していきたいとは考えてございます。その一方で、県民サービス ― 県民との対応という部分で、意識の問題、ここについては、私ども職員憲章というものを持っております。県民本位という項目も、5項目のうちの一つに掲げられているところでございます。そういった部分での職員一人一人へのきめ細やかな徹底といえますか、意識づけという、ちょっと上から目線で申しわけないかもしれませんが、そういう部分で、これまで以上の努力が必要ではないかと今感じました。

先般策定いたしましたアクションプランの改革編におきましても、職員憲章は基本理念ということで、改めて掲げさせていただきました。来年度に向けて、個別にいろいろ取り組みを考えていきたいと思っております。引き続きそういった部分で頑張っていきたいと思っておりますので、また何かそういうお話が聞こえてくる際にはお教えいただければ、私どもそれを踏まえてさらなる改善を目指して取り組んでいきたいと思っております。

○**五日市王委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。